

新一年生のみなさん ご入学おめでとうございます

2013

5



人と自然がつくる楽しいまちーあみ

●主な項目●

広報あみ

- 平成 25 年度の施策と予算 … 2
- 公表します町職員の給与・定員管理等 … 8
- 阿見吉原地区（東工区）町界町名地番整理 …13
- 『乳がん・子宮けいがん検診』『骨粗しょう症検診』…16
- 国保／こんなときには申請を…国保の給付 …20
- 子育て支援事業の取り組み …25

URL <http://www.town.ami.ibaraki.jp/> E-MAIL ami@town.ami.lg.jp

広報あみ 5 月号通常版 平成 25 年 4 月 26 日発行

●平成 25 年度の施策と予算●

『阿見町第 5 次総合計画』による

『人と自然がつくる楽しいまち—あみ』の創造

3 月の町議会で可決された平成 25 年度の町の予算は、特別会計・公営企業会計を含む総額では 259 億 3,301 万 3 千円、前年度比 0.4% の減。一般会計予算では 136 億 7,600 万円、前年度比 1.7% の減となりました。

今月号では、町議会での天田富司男町長の施政方針演説内容（要約）を紹介し、今年度の主な施策と予算をお伝えします。

施政方針

●町政運営に当たっての基本的な考え方

私は、阿見町長に就任して以来、一貫してまちづくりの基本は「町民の良識が町政の常識である」との理念に立ち、広聴会等を通して、より多くの町民の皆さまのご意見を伺いながら、「笑顔のあふれるまちづくり」を実現のため、全力で取り組んでまいりました。お陰をもちまして、町政は着々と進展しております。

本町の財政状況につきましては、歳入面では、海外経済の減速長期化の影響等により回復感鈍化しており、法人町民税は減収が見込まれます。また、地価の下落に歯止めがかからないことから、固定資産税も減収が見込まれ、一般財源の安定した確保が難しい状況となっております。歳出面では、扶助費や他会計への繰出金が高負担となっております。重要施策の推進にあたっては、財源の一部を基金に頼らざるを得ない状況となっております。

その一方、阿見町を取り巻く状況の中で、平成 25 年度中には、阿見東部工業団地に建設中の「雪印メグミルク」の工場が一部操業を開始し、また、その関

連企業の進出や、茨城県が施行する阿見吉原土地区画整理事業も着々と進められ、企業進出も期待されるところであります。今後、雇用創出や定住促進のための施策、道路や公共交通などのインフラ整備、さらには、観光振興などの施策を進めていく中で、当町におきましては、これからの 10 年が町の発展に極めて重要な時期になってくるものと考えます。

平成 25 年度においては、第 5 次総合計画の計画期間最終年度となることから、これまでの施策展開の総括の年となりますが、厳しい財政状況の中にあつて、引き続き、行財政改革を進め、施策の選択と集中により限られた財源の有効活用を努めながら、地域特性を踏まえたまちづくりを推進してまいります。

主な施策

の概要

①みんなの声が活きるまちづくり

男女共同参画社会の推進につぎましては、「阿見町男女共同参画社会基本条例」および「第 2 次男女共同参画プラン」に基づき、男女が性別にとらわれず、多様な分野で個性と能力を十分

に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開してまいります。平成 25 年度においては、内閣府の支援を得て「男女共同参画宣言都市」の記念式典を開催し、男女共同参画の意識向上を図ります。

大学等との連携につぎましては、茨城大学農学部、茨城県立医療大学との連携が徐々に広がりをを見せており、今後は、東京医科大学茨城医療センターとの「地域連携協力協定」の締結に向けて、取り組んでまいります。

また、昨年 1 月に締結した「鹿島アントラーズとのフレンドリータウン協定」に基づき、フレンドリータウンデイズ「阿見町の日」を引き続き開催するとともに、先日協定を締結いたしました、学校法人霞ヶ浦高等学校との連携にも積極的に取り組んでまいります。

②環境を守り育むまちづくり

特に、環境負荷の低減や経費負担の削減を図るため、公共施設や防犯灯照明の LED 化を推進するとともに、一般住宅への太陽光発電システムの設置に対する助成を引き続き行うことにより、CO2 排出量の削減を図り、地球環境にやさしい再生可能エネルギーの利用促進を図ってまいります。

環境対策の一つでもある動物

愛護につきましては、平成25年4月から施行する「阿見町動物の愛護および管理に関する条例」に基づき、人と動物が共生することのできる地域社会の実現を目指し、無秩序な繁殖を抑制する不妊去勢に関わる費用への助成を行うとともに、動物の愛護および適正飼育の確保を図るため活動する動物愛護協議会に対し支援を行ってまいります。

ごみ処理施設につきましては、建設から15年が経過した霞クリンセンターおよび最終処分場であるさくらクリーンセンターの経年劣化により生じる補修について、計画的な維持補修を行うことにより、老朽化した施設の延命化を図ってまいります。

③安全で安心に暮らせるまちづくり

災害発生時等における情報伝達体制の確保を図るため、防災行政無線整備の実施設計に着手いたします。

上水道事業につきましては、給水区域の拡大を図るため、配水管の新設整備を行うとともに、加入分担金の軽減措置を引き続き実施するなど、普及率の向上を図ってまいります。

災害時等においても安定した供給体制を確保できるよう、老朽化した既設配水管の布設替え

も併せて実施してまいります。また、災害時の初動体制および重複災害の対応力の確保など消防体制の基盤強化を図り、住民サービスの向上を引き出すため、稲敷広域消防本部との間で、消防救急無線のデジタル化に併せ、平成27年度をめどに消防の広域化に向けた検討を行ってまいります。

④健やかで明るくやさしいまちづくり

医療給付につきましては、小児医療費助成対象を小学6年生から、義務教育課程が修了する中学3年生まで拡大して実施してまいります。

児童対策につきましては、次世代を担う子どもたちの健全育成を図るため、新たに4つの小学校において放課後子ども教室を開設し、放課後子どもプランの推進を図ってまいります。

保育行政につきましては、本年4月に民間の認可保育所である「さくら保育園」が開所する予定です。

また、多様化する保育ニーズに対応するため、乳幼児を対象とした家庭的保育事業を新たに開始し、待機児童の解消に努めてまいります。

⑤いきいき学びのまちづくり

近年の少子化に伴い児童・生

徒が減少する一方、市街地では人口増により教室の不足が生じるなど、小中学校の適正配置等の検討が必要となっていることから、「阿見町学校再編基本計画」の策定に着手するとともに、本郷小学校における不足教室対策として、プレハブ校舎の建築を行ってまいります。

また、本年9月の供用開始に向け整備を進めている学校給食センターにつきましては、外構工事および配送車庫の建築を行うとともに、既存施設の解体工事を実施してまいります。

なお、9月の供用開始から、米飯給食を週3回から4回に増やし、日本型食生活の普及定着と地場産米の消費拡大を図ってまいります。

⑥暮らしを支える活力あるまちづくり

農業の振興につきましては、農業従事者の減少や高齢化により耕作放棄地が増加するなど厳しい状況にある中、農業振興の中核となる担い手を確保・育成するため、新規就農者や農業後継者に対する支援を行うとともに、耕作放棄地を活用した農業体験や景観作物の定植など、農地の再生利用を図り、耕作放棄地の解消と地域農業の振興に努めてまいります。

工業の振興につきましては、

積極的な企業誘致を進めるため、交通アクセスの優位性など当町の持つ立地環境の魅力や企業立地奨励金などの優遇制度のPRに努めながら、茨城県と連携して優良企業の新規立地を促進し、産業の活性化や雇用の創出・定住人口の増加につなげてまいります。

観光の振興につきましては、あみプレミアム・アウトレットや子科練平和記念館などに訪れる多くの観光客に町内周遊を楽しんでもらうため、阿見町が持つ自然や食材などの地域資源を活用し、観光物産イベントや地域ブランドづくりを行うとともに、観光ボランティアガイドの育成など、観光客の受け入れ態勢の充実を図ってまいります。

また、平成24年2月、国に登録した「かわまちづくり計画」に基づき、当町の重要な地域資源である霞ヶ浦湖岸の親水性を向上させるため、サイクリングロード整備に向けた測量・設計および島津小公園の桜植樹に向けた土質調査に着手いたします。

さらに、地域振興および観光振興の拠点となり得る道の駅整備につきましましては、平成24年度に策定した「阿見町道の駅基本構想」に掲げられた諸課題の解決に向けた取り組みを検討してまいります。

⑦快適で便利な美しいまちづくり

都市計画道路荒川沖・寺子線の県道土浦竜ヶ崎線までの延伸部分につきましては、先行して平成25年度上半期の開通を予定しています。

茨城県との共同事業により整備を進めてきた都市計画道路福田工業団地線につきましても、平成25年度上半期の一部開通を予定しており、今後も継続してアクセス強化による利便性の向上を図ってまいります。

土地区画整理事業につきましては、本郷第一地区の保留地販売の促進を図るとともに、吉原地区においては、事業者である茨城県と連携を取りながら、円滑な事業推進と適正な土地利用の誘導に努めてまいります。

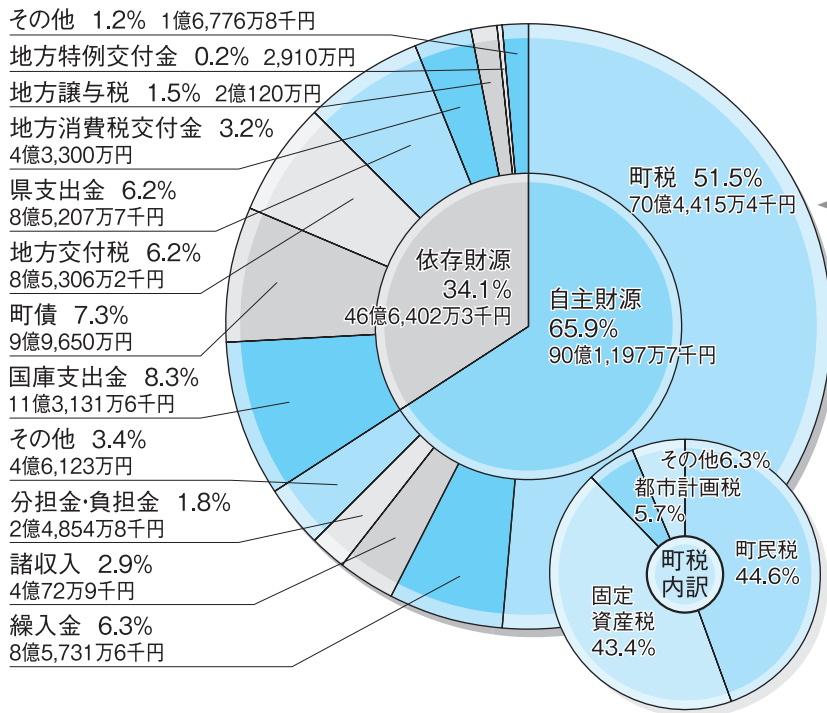
⑧効率・効果・透明性を大切に するまちづくり

行政情報化の推進につきましては、新たに入札・契約システムを導入し、事務の効率化を図るとともに、一部業務委託を見直して、システム運用に係る経常経費の削減を図ります。

町の最上位計画となる「第6次総合計画」につきましては、町が将来目指す基本的な方向、将来像、将来目標を明らかにし、その実現を図るための基本構想と諸施策を体系的に定めた基本計画を策定してまいります。

予 算

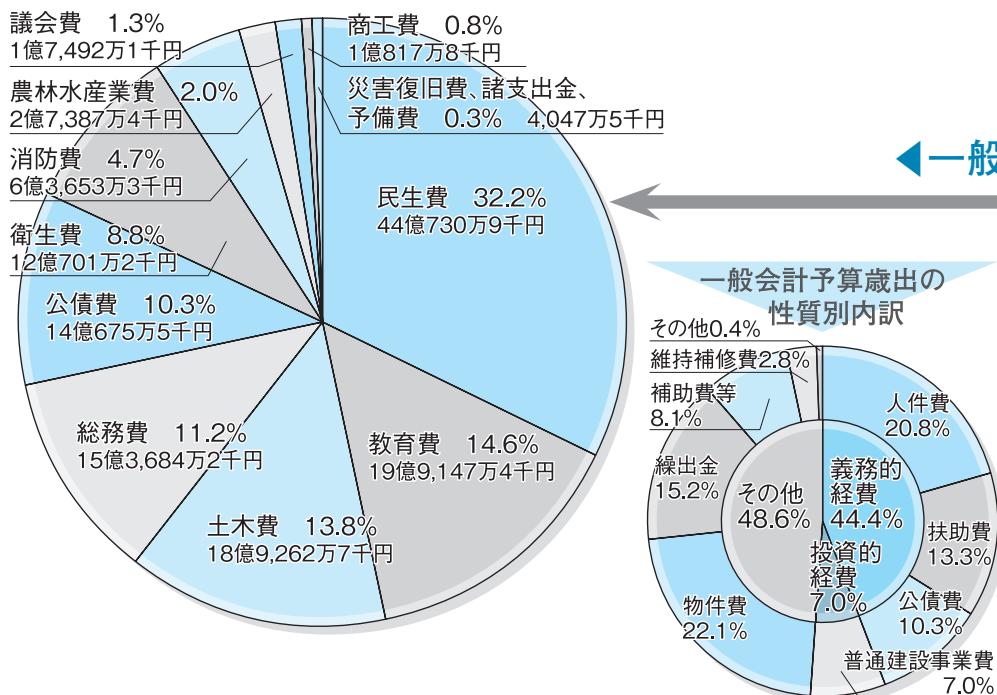
←一般会計予算歳入



歳入のうち町税については、景気の一部下げ止まりの兆しがみられるものの、世界経済の不安定な景気状況と、法人税率引き下げの影響などにより、法人税割で 18.6%の減と見込まれるほか、地価下落の影響を受け、土地固定資産税も 4.2%の減となるなど、町税全体で 2.2%の減額計上となっております。国庫支出金では、都市計画街路事業等の計画期間が終期を迎えるため、社会資本整備総合交付金が大幅減となり、前年度と比較して 22.8%の減額計上となっております。県支出金では、町内 3 中学校への太陽光発電設置に係る再生可能エネルギー導入促進事業費補助金の増などにより、前年度と比較して 12.8%の増額計上となっております。

以上、歳入総額は、平成 24 年度当初予算と比較しますと 1.7%の減となっております。

←一般会計予算歳出



一般会計の歳出について、性質別で前年度と比較すると、人件費では参議院議員通常選挙、茨城県知事選挙および阿見町長選挙に係る時間外勤務手当の増等により 0.9%の増、物件費では、新給食センターの調理用備品購入代および調理業務委託料の増等により 4.8%の増、普通建設事業費では都市計画道路荒川沖・寺子線整備事業および中郷・寺子線整備事業の減等により 41.4%の減。補助費等ではさくら保育園運営負担金の増等により 12.6%の増、扶助費では障害者介護給付事業の増等により 7.8%の増、公債費では元利償還費の増により 3.6%の増となっております。

以上、歳出総額は、平成 24 年度当初予算と比較しますと 1.7%の減となっております。

なお、歳出全般については、行財政改革の推進による徹底した経常経費の節減合理化に努める一方で、安心で安全に暮らせるまちを目指し、町民生活の充実・向上に必要な事業を重点的に予算に盛り込みました。

平成25年度 阿見町の予算

平成25年度
予算総額

259億3,301万3千円

前年度比較 1億1,352万円(0.4%)減

▼内訳

一般会計	136億7,600万円	前年度比較	2億4,100万円(1.7%)減
特別会計	106億8,000万円	前年度比較	1億8,500万円(1.8%)増
公営企業会計	15億7,701万3千円	前年度比較	5,751万8千円(3.5%)減

基金の現在高

基金等の名称	24年度末見込	25年度末見込
財政調整基金	35億5,230万	27億5,837万
減債基金	3億7,310万	3億7,310万
その他の基金	22億1,951万	21億7,660万
国民健康保険支払準備基金	1億8,000万	1億8,000万
公共下水道整備基金	10万	10万
介護給付費準備基金	1千	1千
農業集落排水事業債減債基金	1億73万	1億866万
土地開発基金(現金)	360万	360万
合 計	64億2,934万	56億43万

町債の現在高

24年度末見込	一般会計	131億2,940万円
	特別会計	89億1,043万円
	水道事業会計	10億925万円
	合 計	230億4,908万円
25年度末見込		
	一般会計	129億423万円
	特別会計	84億5,810万円
	水道事業会計	11億5,988万円
	合 計	225億2,220万円

※掲載金額は、平成25年3月31日時点での見込みです

特別会計の内訳

国民健康保険特別会計
52億8,900万円

公共下水道事業特別会計
18億6,000万円

土地区画整理事業特別会計
1億2,000万円

農業集落排水事業特別会計
1億7,400万円

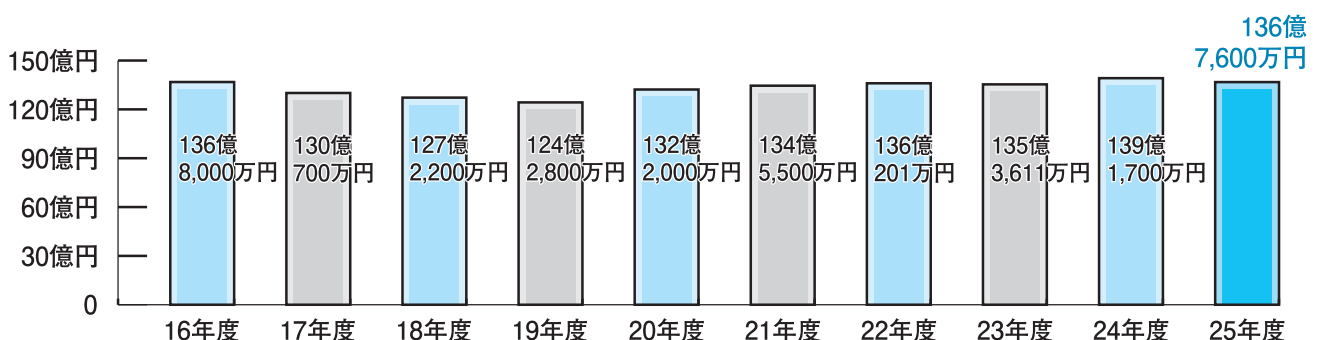
介護保険特別会計
25億2,500万円

後期高齢者医療特別会計
7億1,200万円

公営企業会計

水道事業会計
15億7,701万3千円

▼一般会計予算の推移



主な事業

※単位:千円

▼一般会計

【議会事務局】

議場放送設備システム改修工事 16,800

【総務課】

町界町名地番整理事業 5,569

【企画財政課】

総合計画策定事業 5,643

さわやかフェア事業 2,715

【秘書課】

国際交流推進事業 4,710

【管財課】

町有建築物営繕事業 3,276

植栽管理事業 12,826

【交通防災課】

防災行政無線整備事業 8,694

交通安全強化事業 5,579

【町民課】

戸籍副本データ管理システム事業 4,974

【町民活動推進課】

男女共同参画宣言都市事業 2,874

町民協働推進事業 469

【収納課】

徴収事務費 47,219

【社会福祉課】

元気わくわく支援事業 5,262

緊急通報システム整備事業 6,675

【児童福祉課】

家庭的保育事業 5,440

【保育所】

地域子育て支援センター事業 6,601

【障害福祉課】

障害者介護給付事業 410,137

【国保年金課】

医療給付事業 373,208

【健康づくり課】

あみ健康づくりプラン 21 計画策定事業 3,309

【農業振興課】

新規就農者支援事業 4,800

農地・水保全管理支払交付金事業 6,807

【商工観光課】

湖まちづくり推進事業 3,003

活力ある元気な商店支援事業 1,600

あみ観光協会運営事業 5,524

【環境政策課】

不妊去勢手術補助金・動物愛護協議会補助金 810

住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業 9,000

放射能対策事業 1,712

【廃棄物対策課】

廃棄物対策強化事業 11,693

【都市計画課】

景観整備事業 4,130

阿見吉原土地地区画整理事業 100,500

【道路公園整備課】

道路新設改良事業 125,150

荒川沖・寺子線整備事業 8,765

中郷・寺子線等整備事業 247,550

福田工業団地線整備事業 914

公園緑地整備事業 11,944

【都市施設管理課】

道路橋梁維持補修事業 206,188

【学校教育課】

学校再編計画策定事業 4,932

学校施設耐震化整備事業 19,725

学校施設防災事業 75,350

【給食センター】

調理業務委託料 57,288

【生涯学習課】

ふれあい地区館活動事業 17,806

トップアスリートスポーツ教室事業 1,500

音楽で元気にするまちづくり事業 340

【図書館】

「ちびっこコンサート事業」楽しい童謡ひろば 84

下村千秋 CD 作成事業 63

【予科練平和記念館】

特別展委託料 4,999

【農業委員会事務局】

遊休農地解消対策事業 758

【会計課】

公金収納情報データ化サービス手数料 3,824

【農業委員会事務局】

遊休農地解消対策事業 758

【消防本部】

消防・救急無線デジタル化整備事業負担金 7,655

▼国民健康保険特別会計

【国保年金課】

特定健康診査等事業 26,742

▼公共下水道事業特別会計

【下水道課】

公共下水道整備事業 610,657

▼農業集落排水事業特別会計

【下水道課】

実穀上長地区農業集落排水事業 16,476

▼介護保険特別会計

【社会福祉課】

家族介護継続支援事業 5,887

▼水道事業公営企業会計

【水道課】

第三次拡張事業 312,559

老朽管布設替工事 97,195

平成 24 年度 事業仕分け結果と 町の対応方針



企画財政課行政改革推進係 ☎ 888-1111 (222)

■平成 24 年度の事業仕分け

町が実施している事務や事業について、「本当に行う必要があるのか」「事業の実施手法は妥当か」など、その根本的なあり方を第三者の視点で評価し、町民との協働による町政運営と、町の行財政改革のさらなる推進を図るため、昨年 7 月 14 日に当町初となる「事業仕分け」を実施しました。

当日は、公募による町民判定員 40 人、構想日本からの仕分け人およびコーディネーター 12 人によって、合計 17 事業の仕分けを行いました。

■平成 25 年度予算への反映状況

この事業仕分けの判定結果を踏まえて、町では事業の必要性や効果などについて検討を行い、平成 25 年度以降の予算編成に取り組んできました。下表のとおり、各事業についての町の対応方針がまとまりましたので、お知らせします。

なお、事業仕分け当日の質疑応答、判定員・仕分け人からの意見、仕分け後の町の方針など、詳細な資料は町ホームページをご覧ください（トップページ⇒行政⇒事業仕分け）。

▼各事業の仕分け結果と町の対応方針

事業名	担当課	仕分け結果		町の方針	25 年度予算額(千円)	効果額(千円)
		町民判定員	仕分け人			
交通安全対策事業	交通防災課	要改善	要改善	要改善	8,242	4,317
道路新設改良事業	道路公園整備課	要改善	要改善	要改善	127,418	0
公園緑地運営管理事業	都市施設管理課	要改善	要改善	要改善	68,568	749
社会福祉協議会助成費事業	社会福祉課	要改善	再検討	要改善	40,438	0
農業振興推進事業 (農業振興対策補助金)	農業振興課	再検討	再検討	要改善	1,500	0
国際交流推進事業	秘書課	再検討	再検討	要改善	4,710	0
中学生海外派遣事業	指導室	要改善	再検討	要改善	3,237	▲ 333
消防団教育訓練事業	消防総務課	要改善	要改善	要改善	5,973	0
徴収嘱託員徴収事業	収納課	要改善	要改善	要改善	5,927	▲ 360
ふれあい地区館事業	生涯学習課	再検討	再検討	要改善	17,806	0
行政バス運行事業	管財課	要改善	不要	要改善	5,000	0
スクールバス運営事業	学校教育課	現行通り	再検討	現行通り	1,986	0
路線バス運行事業補助事業		要改善	再検討	要改善	7,100	0
食生活改善推進事業	健康づくり課	要改善	不要	要改善	1,341	▲ 689
町民活動センター事業	町民活動推進課	再検討	不要	要改善	8,491	0
児童健全育成事業	児童館	要改善	再検討	要改善	10,911	0
商工振興事業(商工会補助)	商工観光課	要改善	再検討	要改善	9,938	▲ 5,732
合 計						▲ 2,048

※効果額は、事業仕分けの結果を受け、当該事業を見直したことによって生じた増減額です（▲印は減額、表記のないものは増額を意味します）

■今年度も事業仕分けを実施します

町では、昨年度に引き続き、今年度も事業仕分けを実施する予定です。詳しい日程や対象事業が決まり次第、広報紙およびホームページでお知らせします。

この事業仕分けでは、昨年度同様、無作為抽出された町民の皆さまに、『町民判定員』として評価・判定にご協力いただく予定です。ご自宅に依頼通知がきましたら、ぜひともご参加くださるようお願いします。

公表します

町職員の給与・定員管理等

問い合わせ 総務課職員係 ☎888-1111 (211)

1. 総括

①人件費の状況(平成23年度普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	平成22年度 の人件費率
46,571人 (平成24年3月31日)	13,937,381千円	1,011,200千円	2,799,585千円	20.1%	20.0%

(注) 人件費には特別職に支給される給料・報酬などを含みます

②職員給与費の状況(平成23年度普通会計決算)

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費(B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
319人	1,189,959千円	158,891千円	422,931千円	1,771,781千円	5,554千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません

2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数です

類似団体 V-2 1人当たり給与費	(平成23年度) 5,762千円
----------------------	---------------------

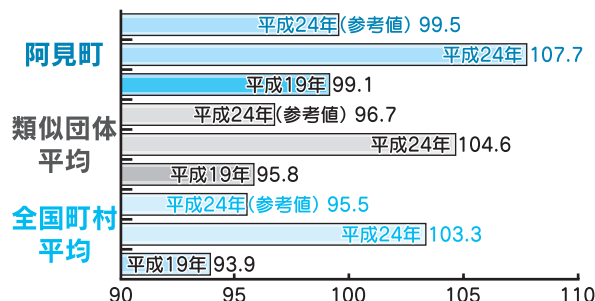
③ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

区 分	指 数	
	平成19年	平成24年 (参考値)
町	99.1	99.5
類似団体平均	95.8	96.7
全国町村平均	93.9	95.5

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です

2 類似団体平均とは、人口規模・産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです

3 平成24年(参考値)とは、国家公務員の時限的(2年間)な給与改定特例法による措置がないとした場合の値です



2. 一般行政職給料表の状況(平成24年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600円	185,800円	222,900円	261,900円	289,200円	320,600円	366,200円
最高号給の給料月額	243,700円	307,800円	354,700円	388,300円	400,600円	422,600円	456,200円

3. 職員の平均給与月額、初任給等の状況(各項目とも平成24年4月1日現在)

①職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

▼一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
町	41.9歳	326,300円	388,960円	349,492円
県	42.9歳	339,193円	415,012円	372,519円
国	42.8歳	(329,917)円	—	(401,789)円
類似団体	42.8歳	320,717円	376,072円	352,117円

(注) 1 「平均給料月額」
とは、4月1日
現在における職
種ごとの職員の
基本給の平均で
す

3. 職員の平均給与月額、初任給等の状況（各項目とも平成 24 年 4 月 1 日現在）《続き》

▼技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
町	54.2 歳	306,600 円	313,589 円	309,337 円
うち調理員	56.3 歳	326,100 円	329,122 円	326,100 円
うち用務員	53.7 歳	293,900 円	299,611 円	296,678 円

対応する民間の類似職	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース 公務員 (C)	年収ベース 民間 (D)	C/D
調理士	43.7 歳	248,600 円	1.32	5,265,764 円	3,407,200 円	1.55
用務員	53.5 歳	206,600 円	1.45	4,805,532 円	2,861,400 円	1.68

- (注) 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当・通勤手当・住居手当・時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、『地方公務員給与実態調査』において公表されているものです。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当などの手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じペースで再計算したものです。国の各数値（括弧書き）は減額措置前の値を掲載しています
- 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されるデータを使用しています（平成 21 ～ 23 年の 3 か年平均）
- 4 技能労務職の民間との比較において、年齢・業務内容・雇用形態などの点において完全に一致しているものではありません
- 5 年収ベースの「公務員 (C)」および「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です

②職員の初任給の状況

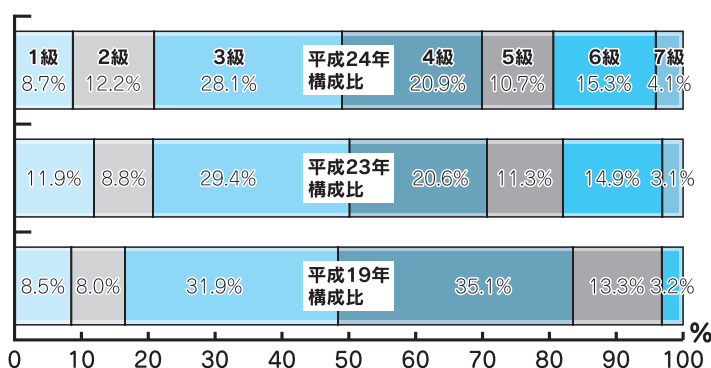
区 分		町	県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	135,600 円	—
	中学卒	129,200 円	129,200 円	—

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区 分		経験年数 10 年 以上 15 年未満	経験年数 15 年 以上 20 年未満	経験年数 20 年 以上 25 年未満
一般行政職	大学卒	282,500 円	321,800 円	368,500 円
	高校卒	該当者なし	294,600 円	338,000 円
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	287,800 円
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし

4. 一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別職員数の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）



(注) 平成 22 年に 6 級制から 7 級制に変更しています（旧給料表を一級一職制に整理）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主 事	17 人	8.7%
2 級	主 事	24 人	12.2%
3 級	主 任	55 人	28.1%
4 級	係 長	41 人	20.9%
5 級	課長補佐	21 人	10.7%
6 級	課 長	30 人	15.3%
7 級	部長・次長	8 人	4.1%

- (注) 1 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です

②昇級への勤務成績の反映状況：一律支給

5. 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（平成 23 年度）

区 分	町		県		国	
平均支給額	1 人当たり平均支給額 1,384 千円		—		—	
支給割合	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.60 月分 (1.45 月分)	1.35 月分 (0.65 月分)	2.60 月分 (1.45 月分)	1.35 月分 (0.65 月分)	2.60 月分 (1.45 月分)	1.35 月分 (0.65 月分)
加算措置の状況	職制上の段階・職務の級等による 加算措置 役職加算 5～15%		職制上の段階・職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		職制上の段階・職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

（注）1（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です

2 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）は、一律支給です

② 退職手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区 分		町		国	
		自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
支給率	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	23.50 月分	30.55 月分
	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	33.50 月分	41.34 月分
	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 2～20%加算		定年前早期退職特例措置 2～20%加算	
1 人当たり平均支給額		23,639 千円		—	

（注）退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 23 年度に退職した職員に支給された平均額です

③ 時間外勤務手当

支給実績（平成 23 年度決算）	54,038 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 23 年度決算）	353 千円
支給実績（平成 22 年度決算）	45,495 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 22 年度決算）	297 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます

④ その他の手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 23 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 23 年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円	同 じ	—	25,802 千円	241,141 円
	配偶者扶養の場合第 1 扶養者 6,500 円				
	配偶者非扶養の場合第 1 扶養者 6,500 円				
	配偶者なしの場合第 1 扶養者 11,000 円				
	特定期間(16～22 歳)の加算額 5,000 円				
住居手当	借 家：月最高限度額 27,000 円	同 じ	—	7,671 千円	264,519 円
通勤手当	公共交通機関利用者／定期券代等の実費：月最高限度額 55,000 円	同 じ	—	8,725 千円	58,952 円
	自動車等利用者／通勤距離片道 2km 以上の場合に距離に応じて 2,000～24,500 円				
管理職手当	支給対象職員：部長 65,000 円 課長 40,000 円 施設長 30,000 円など	異なる	役職における手当額が異なる	17,369 千円	510,840 円

6. 特別職の報酬等の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区 分		月 額				
給料	町 長	722,000 円	類似団体における最高／最低額		期末 手当	平成 23 年度 支給割合 2.95 月分
	副町長	585,000 円	904,000 円 / 383,500 円 750,000 円 / 311,500 円			
報酬	議 長	369,000 円	499,000 円 / 227,000 円			
	副議長	330,000 円	430,000 円 / 182,000 円			
	議 員	313,000 円	400,000 円 / 157,000 円			
退職 手当		(算定方式)		(1 期の手当額)		(支給時期)
	町 長	給料月額×在職年数× 550/100		15,884,000 円		任期毎
	副町長	給料月額×在職年数× 310/100		7,254,000 円		任期毎

(注) 1 退職手当(1 期の手当額)は、4 月 1 日現在の給料月額および支給率に基づき、1 期(4 年= 48 月)勤めた場合における退職手当の見込額です

(注) 2 町長給料 15%削減、副町長・教育長給料 10%削減を平成 17 年 7 月 1 日から実施しています

7. 職員数の状況

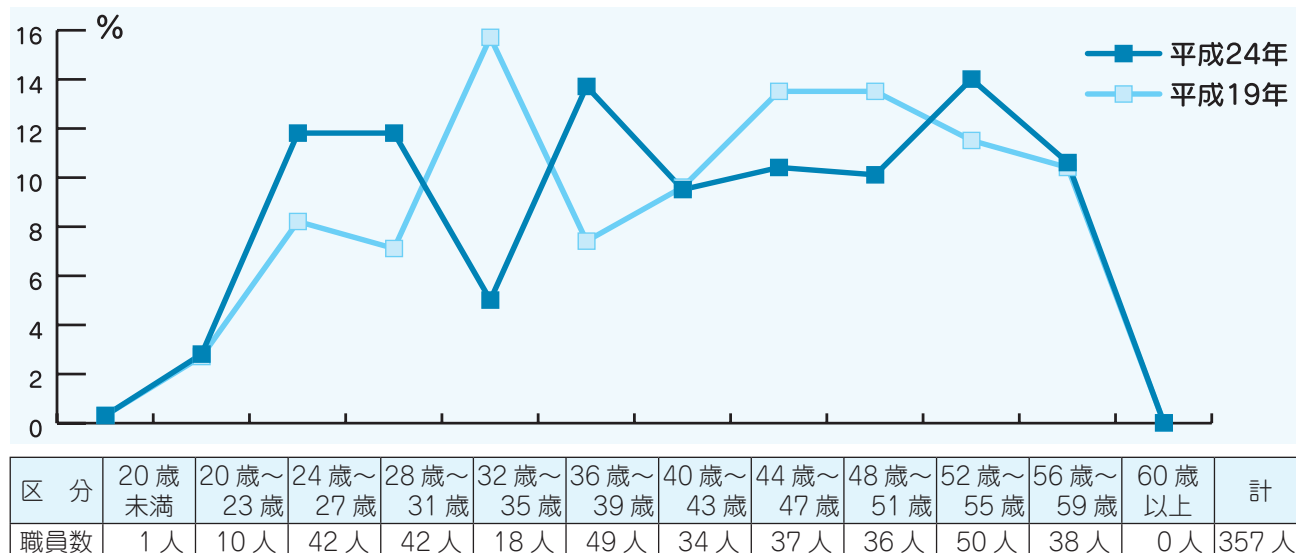
①部門別職員数と主な増減理由（各年 4 月 1 日現在）

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門		平成 23 年	平成 24 年		
普 通 会 計 部 門	議 会	3 人	3 人	0	
	総 務	54 人	57 人	3	防災業務の充実等による増
	税 務	25 人	24 人	▲ 1	派遣職員の減
	民 生	66 人	69 人	3	放課後子どもプラン業務移管等による増
	衛 生	22 人	23 人	1	放射能対策業務等による増
	農林水産	10 人	10 人	0	
	商 工	5 人	5 人	0	
	土 木	27 人	28 人	1	業務量の増
	小 計	212 人	219 人	7	〈参考〉人口 1 万人当たり職員数 ▼町:47.0 人 ▼類似団体:51.99 人
	教育部門	44 人	43 人	▲ 1	業務移管等による減
	消防部門	63 人	64 人	1	前年度欠員不補充分補充による増
	小 計	319 人	326 人	7	〈参考〉人口 1 万人当たり職員数 ▼町:70.0 人 ▼類似団体:68.95 人
公 営 企 業 等 門	水 道	5 人	4 人	▲ 1	業務量の減
	下 水 道	9 人	8 人	▲ 1	業務量の減
	そ の 他	21 人	19 人	▲ 2	土地区画整理事業の収束等による減
	小 計	35 人	31 人	▲ 4	
合 計		354 人 [470 人]	357 人 [470 人]	3	〈参考〉人口 1 万人当たり職員数 76.7 人

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です

2 [] 内は、条例定数の合計です

②年齢別職員構成の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）



7. 職員数の状況《続き》

③定員管理の数値目標および進ちょく状況

▼平成 23 ～ 32 年度における定員管理の数値目標

平成 23 年 4 月 1 日 職員数（消防を除く）	平成 32 年 4 月 1 日 職員数（消防を除く）	純減数	純減率
293 人	278 人	15 人	5%

▼町行政改革大綱における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成 23 年 4 月 1 日	平成 32 年 4 月 1 日	5%の純減

8. 公営企業職員の状況（水道事業）

①職員給与費の状況

▼決算（平成 23 年度）

総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B / A	平成 22 年度の総費用に 占める職員給与費比率
853,324 千円	59,953 千円	31,918 千円	3.7%	4.2%

職員数 A	給 与 費				1 人当たり給与費 B / A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
4 人	17,421 千円	2,645 千円	6,224 千円	26,290 千円	5,653 千円

（注）1 職員手当には、退職給与金を含みません

2 職員数は、平成 24 年 3 月 31 日現在の人数です

②職員の基本給、平均月収額および平均年齢の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	39.5 歳	316,975 円	470,331 円
一般行政職	41.9 歳	326,300 円	467,114 円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当などを含みます

③職員の手当の状況

▼期末手当・勤勉手当（平成 23 年度）

区分	水道事業	一般行政職
1 人当たり平均支給額	1,340 千円	1,384 千円

（注）支給割合および加算措置は、一般行政職と同じです

▼退職手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

水道事業			一般行政職		
	自己都合	勧奨・定年		自己都合	勧奨・定年
1 人当たり平均支給額	—	—	1 人当たり平均支給額	—	23,639 千円

（注）1 支給割合および加算措置は、一般行政職と同じです

2 一般行政職の退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 23 年度に退職した職員に支給された平均額です

▼時間外勤務手当

支給実績（平成 23 年度決算）	334 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 23 年度決算）	84 千円
支給実績（平成 22 年度決算）	471 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 22 年度決算）	94 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます

▼その他の手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）（※）は平成 23 年度決算の額です

手当名	内容および支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績（※）	支給職員 1 人当たり 平均支給年額（※）
扶養手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	617 千円	156,000 円
住居手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	618 千円	309,000 円
通勤手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	280 千円	64,000 円
管理職手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	480 千円	480,000 円

- 地方公務員法第 42 条に基づき、職員および家族の相互救済・福利増進を図ることを目的に阿見町職員互助会を設置しています

会員数	364 人（平成 24 年 4 月 1 日現在）
掛金	毎月 500 円／人
公費補助金額	0 円（平成 23 年度決算）
会員 1 人当たりの公費支出額	0 円（平成 23 年度決算）

問い合わせ：総務課職員係 ☎888-1111 (211)

阿見吉原土地区画整理事業地区（東工区） 町界町名地番整理

平成 25 年 12 月以降から、
『よしわら一丁目～六丁目』
に変わる予定です



「町界町名地番整理事業」（以下「事業」とは、飛び地や複雑に入り組んだ町界・町名・地番を整理し、分かりやすい住所にするために行うものです。

今月号では、阿見吉原地区（東工区）の事業実施時期とこれからの事業の流れについてお知らせします。

■新町界町名は『よしわら一丁目～六丁目』に

阿見吉原地区（東工区）の新しい町界町名については、昨年度住民説明会を開催し、地域の皆さまの意見を取りまとめました。その内容を、地区の代表者等からなる推進委員会で慎重に検討した結果、『よしわら一丁目～六丁目』とされました（下記の区域図参照）。

この決定を受け、昨年度末の町議会の議決を経て、町界町名を正式に決定しました。

■平成25年12月以降から住所等の表示が変わる予定です

現在、町では阿見吉原地区（東工区）の事業実施に向けて諸作業を進めています。諸作業として、土地・建物の所有者調査、世帯主調査、区域の地番特定や現況調査、新旧対照図、対照表の作成や街区表示板の設置などがあります。

また、7月～9月（予定）に現地調査を行います。現地

調査については、町指定業者（株式会社日野）が各世帯を訪問する場合があります。調査員は、町発行の身分証明書を携帯しています。ご協力をお願いします。

事業の実施時期は、平成25年12月以降を予定しています。

■新旧地番対照図やパンフレット等を配布

事業実施の際には、対象となる地区の皆さまに▽新地番の通知▽町名地番変更のお知らせ▽新町名地番図▽住所お知らせ用の無料はがき—などを配布します。

■土地・建物を所有の皆さまへ

賃貸建物を所有している人は、新規入居者に町名地番変更が予定されていることをお知らせください。

住みよいまちづくりのため、皆さんのご理解ご協力をお願いします。

阿見吉原地区（東工区）事業実施後の住所等の表示例

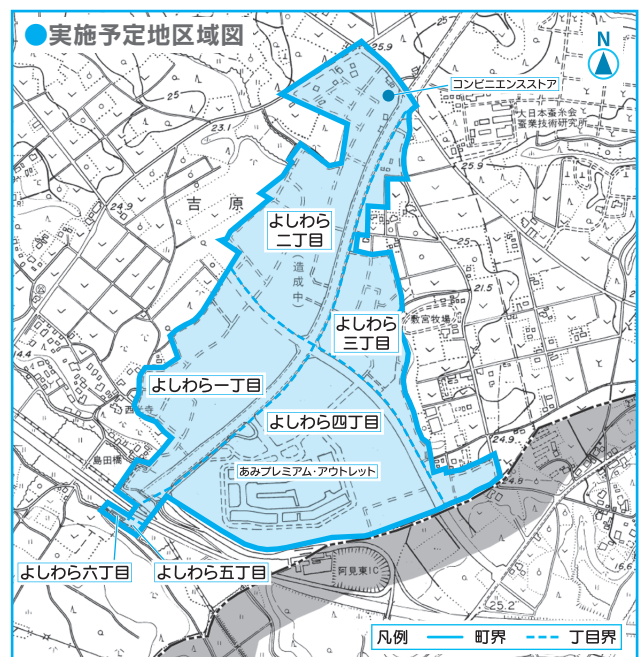
変更前

【住所】 阿見町大字吉原 1800 番地 123
【本籍】 阿見町大字吉原 1800 番地 123
【土地の所在】 阿見町大字吉原 1800 番 123
【建物の所在】 阿見町大字吉原 1800 番地 123



変更後

【住所】 阿見町よしわら一丁目 12 番地 1
【本籍】 阿見町よしわら一丁目 12 番地 1
【土地の所在】 阿見町よしわら一丁目 12 番 1
【建物の所在】 阿見町よしわら一丁目 12 番地 1



■■■■問い合わせ 総務課総務係 ☎888-1111 (215) ■■■■

廃車・名義変更・減免などの手続きをお忘れなく

軽自動車税の手続き

問い合わせ 税務課 ☎888-1111 (151・152・156)

軽自動車税は、4月1日現在阿見町を定置場(日常的な保管場所)として登録してある原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車の所有者などに

対して、1年分の税金が課税されます。(廃車しても月割による還付の制度はありません)

※公道を走行しないトラクター・フォークリフトなどの小型特殊自動車や軽自動車なども登録が必要です

■原動機付自転車(125CC以下)、小型特殊自動車の手続き
役場税務課

●新規登録手続き

販売証明書(メーカー名・型式番号・車台番号・総排気量または定格出力・販売店の印鑑)・転入などによる登録の場合には廃車証明書(廃車していない場合には標識と標識交付証明書)・身分証明書(免許証など)・印章(認印)をお持ちください。

●名義変更手続き

標識(ナンバープレート)および標識交付証明書(廃車済みの場合は廃車証明書)・譲

渡証明書(譲渡人の印鑑が必要)・身分証明書・印章(認印)をお持ちください。

●廃車登録手続き

標識・標識交付証明書・身分証明書・印章(認印)をお持ちください。

▼転出などにより、町外に定置場を移した場合には廃車手続きをし、転出先の市町村で新たに登録してください

▼故意または過失により標識をき損または忘失した場合には弁償金として300円が必要となります

▼車両または標識を盗難された場合には先に警察署に盗難届を提出し、「受理番号」・「受理年月日」を控え、廃車手続きをしてください(弁償金は必要ありません)

■二輪車(125CCを超えるもの)の手続き

関東陸運局茨城陸運支局土浦自動車検査登録事務所(土浦市卸町2-1-3) ☎050-5540-2018

■三輪・四輪車の軽自動車の手続き

軽自動車検査協会茨城事務

所土浦支所(土浦市卸町2-2-18) ☎843-3535

■身体障害者の人などに対する減免の手続き

●対象となる車両

平成25年度から減免の対象となる車両と障害の程度が一部緩和されました。

① 4月1日現在身体障害者手帳などの交付を受けている障害者の通学・通院・通所もしくは生業に専ら使用する車両で、次の要件を満たしているもの

※対象となる障害の程度については制限がありますので、次ページの表でご確認ください

▼障害者本人または障害者と生計を一にする人(障害者と同居または健康保険や税法上での扶養関係がある人など)が所有(取得)する車両を、障害者本人または障害者と生計を一にする人が運転する場合

※法人名義・リース車両および事業用(黒ナンバー)は、減免の対象となりません

▼障害者を常時介護する人(福祉事務所・町村役場などが発行する常時介護証明が

必要)が、障害者のみの世帯または70歳以上の人もしくは未成年者と障害者のみで構成される世帯の人が所有(取得)する車両を、継続して3日以上障害者のために運転する場合

② 構造が専ら身体障害者などの利用に供するための車両(車いす移動車)で、自動車検査証(車検証)の車体の形状欄にその旨の記載がある車両

③ 専ら公益事業の用に使用すると認められる車両(リース車両を除く)

●申請受付期間

納税通知書が届いて(5月中旬)から、納期限前7日(5月24日)までです。軽自動車税納税通知書・障害者手帳など・自動車検査証(車検証)・運転する人の運転免許証・身分証明書・印章(認印)をお持ちください。

※納期限前7日を過ぎてからの申請・納付後の申請は受付できません。減免申請は毎年必要です

●軽自動車税の減免を受けることができる障害の程度

種 類	障害の区分		障害の級数（程度）	
身体障害者手帳・戦傷病者手帳	視覚障害		1 級から 4 級 までの各級	特別項症から第 4 項症 までの各項症
	聴覚障害		2 級および 3 級	同上
	平衡機能障害		3 級	同上
	音声障害（喉頭摘出による音声機能障害がある 場合に限る）		同上	特別項症から第 2 項症 までの各項症
	上肢不自由		1 級および 2 級	特別項症から第 3 項症 までの各項症
	下肢不自由	障害のある人が運転する場合	1 級から 6 級 までの各級	特別項症から第 6 項症 までの各項症および 第 1 款症から第 3 款症 までの各款症
		生計を一にする人または常時 介護する人が運転する場合	1 級から 3 級 までの各級	特別項症から第 3 項症 までの各項症
	体幹不自由	障害のある人が運転する場合	1 級から 3 級 までの各級 および 5 級	特別項症から第 6 項症 までの各項症および 第 1 款症から第 3 款症 までの各款症
		生計を一にする人または常時 介護する人が運転する場合	1 級から 3 級 までの各級	特別項症から第 4 項症 までの各項症
	乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障害	上肢機能	1 級および 2 級	—
		移動機能	1 級から 6 級 までの各級	—
	心臓機能障害		1 級および 3 級	特別項症から第 3 項症 までの各項症
	じん臓機能障害		同上	同上
	呼吸器機能障害		同上	同上
	ぼうこうまたは直腸機能障害		同上	同上
	小腸機能障害		同上	同上
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級 までの各級	—
	肝臓機能障害		同上	—
療育手帳			障害の程度が重度の人（茨城県の療育手帳の場合 A または㊸）	
精神障害者保健福祉手帳			1 級で次のいずれかに該当する人 ▼自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの人 ▼医療福祉費受給者証をお持ちの人 ▼障害の治療のため通院されている人	

※総合（合併）等級の場合は、障害区分ごとに判断します。例えば、「上下肢 6 級」であっても、これを個別に判断すると下肢 7 級・上肢 7 級となる場合は、減免となりません

『乳がん・子宮けいがん検診』 『骨粗しょう症検診』 ＜集団検診＞



町では、次の日程で乳がん・子宮けいがんおよび骨粗しょう症の集団検診を行います。早期発見するために、定期的に検診を受けることが大切です。自分の健康を自分で守るために、この機会に検診を受け、健康管理に役立てましょう！ また、医療機関検診を希望される人は 18 ページをご覧ください。

対象年齢・自己負担額

乳がん・子宮けいがん検診

乳がん検診は検査内容により対象年齢が異なります。また、マンモグラフィ検査は 2 年に 1 回の受診になりますので、昨年度、町の集団検診や医療機関検診で受診した人はマンモグラフィ検査を受けることはできません。

40 ～ 56 歳の方は超音波検査とマンモグラフィ検査を 1 年ごとに交互に受診することをお勧めします。

※対象年齢は平成 26 年 3 月 31 日までの到達年齢

検診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
子宮けいがん検診	20 歳以上	子宮けい部細胞診	800 円
乳がん検診 ※右記①～③の検査のうち、いずれか 1 つ	30 ～ 56 歳	① 乳房超音波検査	700 円
	40 歳以上 ※ 2 年に 1 回	② 乳房マンモグラフィ検査 (2 方向): 40 ～ 49 歳 ※片方の乳房につき、2 枚撮影	1,200 円
		③ 乳房マンモグラフィ検査 (1 方向): 50 歳以上	700 円

骨粗しょう症検診

※対象年齢は平成 26 年 3 月 31 日までの到達年齢

検診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
骨粗しょう症検診	25 ～ 65 歳 (男女ともに可)	超音波でかかとの骨密度を測定	700 円

※下記に該当する人は検診が受けられませんのでご注意ください

- ▼今年度、人間ドックや他機関で検診を受ける予定の人、または受けた人
- ▼痛みやしこり、不正出血等の自覚症状のある人（医療機関で診察を受けてください）
- ▼現在、医療機関で治療中または経過観察中の人
- ▼妊娠中の人

※下記に該当する人は自己負担額が無料になります。検診時に手帳等の証明できるものをご提示ください

- ▼身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が 1 級または 2 級の人
- ▼精神障害者保健福祉手帳で法律施行令第 6 条第 3 項に規定する障害等級 1 級の人
- ▼重度の知的障害とされた人（療育手帳で㊤または A の人）
- ▼生活保護受給者

日時・場所

検診項目により実施日時が異なりますので、下表にてご確認のうえ、お申し込みください。

- ▼乳房マンモグラフィ検査と骨粗しょう症検診は午前にも実施します（7月17日は午後のみ実施します）
- ▼骨粗しょう症検診は4日間のみ（表中の青枠の期日のみ）の実施となりますので、ご希望の人はご注意ください

期 日	検診項目		場 所
	午 前 受付:10時～10時30分	午 後 受付:0時15分～1時	
6月24日(月)		マンモ・超音波・子宮	総合保健福祉会館 『さわやかセンター』
6月25日(火)	マンモ・骨粗	マンモ・超音波・子宮・骨粗	本郷ふれあいセンター
6月26日(水)		マンモ・超音波・子宮	
7月10日(水)		マンモ・超音波・子宮	
7月11日(木)	マンモ・骨粗	マンモ・超音波・子宮・骨粗	総合保健福祉会館 『さわやかセンター』
7月12日(金)		マンモ・超音波・子宮	かすみ公民館
7月17日(水)		マンモ・超音波・子宮・骨粗	
7月18日(木)		マンモ・超音波・子宮	
7月20日(土)	マンモ・骨粗	マンモ・超音波・子宮・骨粗	総合保健福祉会館 『さわやかセンター』

※マンモ:乳房マンモグラフィ検査、超音波:乳房超音波検査、子宮:子宮けいがん検診、骨粗:骨粗しょう症検診

申込期間・申込方法

申込期間

5月24日(金)まで(必着)

※申し込みされた人には、6月中旬にご案内をお送りします

申込方法

下記の①②いずれかとなります。

- ①郵送での申し込み（はがきまたは封書に必要事項を記入）
- ②総合保健福祉会館『さわやかセンター』来館による申し込み
※ファックスや電話による申し込みはできません

申込先

〒300-0331 阿見町阿見 4671-1
健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）

※希望日時がある場合は第3希望まで記入してください。記入がない場合、どの日程でも可とみなします
※申し込みされた希望日時が希望者多数の場合、ご希望にそえないこともありますので、ご了承ください（先着順ではありません）

▶コピーしてご使用ください

郵送時にはがれてしまうことがありますので、はがきに貼る際には全体にのり付けをしてください。

住 所	阿見町												
氏 名													
生年月日	T・S・H 年 月 日（ 歳）												
電話番号	—												
希望する 検診	（希望する検診に○をつけてください） <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td rowspan="2">骨粗しょう症検診 (25～65歳)</td> <td rowspan="2">子宮けいがん検診 (20歳以上)</td> <td colspan="2">乳がん検診 (いずれか1つ)</td> </tr> <tr> <td>超音波 (30～56歳)</td> <td>マンモグラフィ ※2年に1回 (40歳以上)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>			骨粗しょう症検診 (25～65歳)	子宮けいがん検診 (20歳以上)	乳がん検診 (いずれか1つ)		超音波 (30～56歳)	マンモグラフィ ※2年に1回 (40歳以上)				
骨粗しょう症検診 (25～65歳)	子宮けいがん検診 (20歳以上)	乳がん検診 (いずれか1つ)											
		超音波 (30～56歳)	マンモグラフィ ※2年に1回 (40歳以上)										
（実施日時をご確認のうえ、①～③に希望日をご記入ください） ① 第1希望： 月 日（午前・午後） ② 第2希望： 月 日（午前・午後） ③ 第3希望： 月 日（午前・午後） ④ 指定なし													

<医療機関検診>

医療機関での検診を希望される人は、下記申込方法により医療機関検診を受診してください。

なお、集団検診とは自己負担額が異なりますのでご注意ください。また、受診できる医療機関は検査内容により異なりますのでお問い合わせください。

※対象年齢は平成 26 年 3 月 31 日までの到達年齢

検診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
子宮けいがん検診	20 歳以上	子宮けい部細胞診 ※医師の判断で体部細胞診可（追加料金:1,200 円）	2,200 円
乳がん検診 ※右記①～③の検査のうち、いずれか1つ	30 ～ 56 歳	①乳房超音波検査	1,300 円
	40 歳以上 ※2年に1回	②乳房マンモグラフィ検査（40 ～ 49 歳:2 方向）	1,800 円
		③乳房マンモグラフィ検査（50 歳以上:1 方向）	1,300 円
骨粗しょう症検診	25 ～ 65 歳	超音波でかかとの骨密度を測定（男女ともに可）	900 円

▼申込方法 受診券を発行しますので、次のいずれかまで直接来館してお申し込みください。

▼健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）

▼うずら出張所 ※子宮けいがん検診のみお申し込みできます

▼受付・検診期間 平成 26 年 2 月 28 日まで

▼受診可能な期間 受診券発行日から 3 か月間 ※ 最終受診日は平成 26 年 2 月 28 日まで

ヒブワクチン等が定期予防接種へ変更

平成 25 年 4 月 1 日から、『ヒブワクチン』『小児用肺炎球菌ワクチン』『子宮けいがんワクチン』が任意予防接種から下記のとおり定期予防接種になりました。ご不明な点は、健康づくり課までお問い合わせください。

ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンの変更点

	改正前	改正後
対象年齢	生後 2 か月から 3 歳未満	生後 2 か月から 5 歳未満（標準的な接種開始年齢は、生後 2 か月から 7 か月ですので、早めに接種を開始してください）
接種費用	一部助成 ヒブワクチン:4,300 円の公費負担 小児用肺炎球菌:5,500 円の公費負担	無料（全額公費負担）

子宮けいがんワクチンの変更点

	改正前	改正後
対象年齢	中学 1 年生の年齢に該当する女性	小学 6 年生から高校 1 年生の年齢に該当する女性（標準的な対象者:中学 1 年生の年齢に該当する女性）
接種費用	一部助成（15,800 円まで公費負担）	無料（全額公費負担）

任意予防接種時の予診票をお持ちの人へ

任意予防接種の予診票の右上に公費負担額の記載がありますが、下記のように阿見町公費負担額に斜線を引いて、そのままご使用ください。

【記載例】阿見町ヒブワクチン接種予診票

住 所	阿見町公費負担額	4,300 円
	診察前体温	
	保護者氏名	

特定の年齢の人に
検診が無料になるクーポン券を送ります

がん検診推進事業

この事業は、特定の年齢の人に、町が実施する大腸がん検診（便潜血検査）・乳がん検診（マンモグラフィ検査）・子宮けいがん検診が無料となるクーポン券と検診をお送りし、検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及および啓発を図るものです。

■対象となる人

下記の生年月日の人が対象となります。対象となる人には**5月下旬まで**に検診手帳と無料クーポン券をお送りします。

＜大腸がん検診＞

＜乳がん検診＞

生年月日	4月1日現在の年齢
昭和47年4月2日 ～昭和48年4月1日生まれ	40歳
昭和42年4月2日 ～昭和43年4月1日生まれ	45歳
昭和37年4月2日 ～昭和38年4月1日生まれ	50歳
昭和32年4月2日 ～昭和33年4月1日生まれ	55歳
昭和27年4月2日 ～昭和28年4月1日生まれ	60歳

＜子宮けいがん検診＞

生年月日	4月1日現在の年齢
平成4年4月2日 ～平成5年4月1日生まれ	20歳
昭和62年4月2日 ～昭和63年4月1日生まれ	25歳
昭和57年4月2日 ～昭和58年4月1日生まれ	30歳
昭和52年4月2日 ～昭和53年4月1日生まれ	35歳
昭和47年4月2日 ～昭和48年4月1日生まれ	40歳

■検査内容

●大腸がん検診：便潜血検査

ご自宅で2日分の検便を採取したものを提出して検査をします。

●乳がん検診：マンモグラフィ検査 ※超音波検査は対象になりません

乳房を板で挟んで圧迫し、X線撮影を行います。

●子宮けいがん検診：子宮けい部細胞診

子宮の出口の部分（けい部）の細胞をこすりとり、異常な細胞がないかを顕微鏡で調べる検査です。

■受診方法・申込方法

＜大腸がん検診＞

▼**集団検診を希望する人（申込期間：5月24日（金）～6月14日（金）まで／必着）** 5月下旬に40歳以上の人の全世帯にお送りする『総合健診・住民健診申込書』でお申し込みください。申込書には総合健診・住民健診の日時や場所についての案内が同封されています。申し込みされた人には検診日の約1か月前に受診券と検査キットを郵送します。検診当日に無料クーポン券を持参していただくことにより、対象者の大腸がん検診が無料となります

▼**医療機関検診を希望する人** 霞ヶ浦成人病事業団健診センター（東京医大茨城医療センター敷地内）に直接ご予約のうえ、無料クーポン券を持参して受診してください（☎887-4563）

＜乳がん・子宮けいがん検診＞

▼**集団検診を希望する人（申込期間：5月24日（金）まで／必着）** 16～18ページをご覧ください、健康づくり課までお申し込みください（クーポン券には申込用はがきが同封されています）。検診当日に無料クーポン券を持参していただくことにより、対象者の乳がん・子宮けいがん検診が無料となります

▼**医療機関検診を希望する人（18ページの医療機関検診の申込方法とは異なります）** クーポン券に同封されている『無料検診のお知らせ』に、検診を実施している医療機関一覧が掲載されています。医療機関に直接ご予約のうえ、無料クーポン券を持参して受診してください

こんなときには申請を… 国保の給付

国保

お問い合わせは…

国保年金課国保係

☎888-1111(131~133)

国保税 納めて安心 わが家の健康

国 保被保険者(加入者)が医療を受けたとき、次のような場合には、医療機関に支払った医療費の一部が申請により支給されます。

高額療養費

70歳未満の人

一か月の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき…

同じ人が同じ月内に同一の医療機関で、限度額を超える自己負担額を支払った場合。超えた金額が高額療養費として支給されます。

同じ世帯で自己負担額の合計が限度額を超えたとき…

同一世帯で同じ月内に2万1千円(町民税非課税世帯も同額)以上の自己負担額を2回以上支払った場合。それらを合算して限度額を超えた分が支給されます。

同じ世帯で高額療養費の支給を4回以上受けたとき…

一つの世帯で過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給を受けた場合。4回目から、支給額が変わります。

自己負担額の計算方法

▽月の1日から末日までの1か月(暦月)ごとの受診で計算

▽病院・診療所ごとに計算

▽一つの病院・診療所でも歯科は別計算。また、外来・入院も別計算

▽入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く

70〜74歳の人

外来(個人単位)の限度額を適用後に入院を含む世帯単位の限度額を適用し、超えた金額が高額療養費として支給されます。入院の場合、医療機関窓口での支払いは左ページの表「外来+入院(世帯単位)」の限度額までとなります。

自己負担額の計算方法

▽月の1日から末日までの1か月(暦月)ごとの受診で計算

▽外来は個人ごとに集計。入院を含む自己負担限度額は世帯内で70〜74歳の人を合算

▽病院・診療所・歯科の区別なく合算

▽入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く

申請の方法

高額療養費に該当する場合には、診療月の約3か月後に国保年金課から高額療養費申請通知書(はがき)が郵送されます。

この通知書・保険証・印鑑・病院支払い分の領収書(該当診療月分)・金融機関の口座番号の分かる書類(口座振込で支払いとなるため)を持参して所定の期間内に国保年金課またはうずら出張所窓口で手続きをしてください。

医療費が高額なときは 限度額適用認定証

高度な医療を受ける際に保険証と併せて提示すること、一つの医療機関での1か月の支払いが自己負担限度額までとなります。

▽交付条件:所得申告がされている・国保税に滞納がない

▽必要なもの:申請する人の国保の保険証・印鑑

※別世帯の人が申請する場合は、委任状と代理人の身分証(運転免許証等)も併せて持参してください

※70歳から74歳の住民税課税世帯の人は、「高齢者受給

者証」を提示することで限度額の適用が受けられますので、申請は不要です。

*高額な治療が長期間必要な ときには…厚生労働大臣が 認める特定疾病(先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析の必要な慢性じん不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)に該当する場合は1か月の自己負担限度額は1万円(人工透析が必要な慢性じん不全の場合、70歳未満の上位所得者は2万円)までとなり、これを超えた分の金額は国保が負担します。この取り扱いを受けるには、『特定疾病療養受療証』(申請により交付)の提示が必要です



高額療養費の所得区分と自己負担限度額

70歳未満の人の所得区分

- ▲上位所得者：同一世帯に属する国保被保険者の国保税の算定基礎となる基礎控除後の所得の合算額（擬制世帯主を除く）が600万円を超える世帯に属する人
- ▲一般：上位所得者に該当しない、住民税が課税されている世帯に属する人
- ▲住民税非課税世帯：住民税が課税されていない世帯に属する人
- 70～74歳の人の所得区分
- ▲現役並み所得者：同一世帯

▼高額療養費の自己負担限度額（月額）

70歳未満（世帯単位）		
所得区分	3回目まで	4回目以降 ※1
上位所得者	150,000円＋医療費が500,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	83,400円
一般	80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

70～74歳		
所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算（4回目以降：44,400円 ※1）
一般	12,000円 ※2	44,400円 ※2
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※75歳到達月は国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1ずつとなります

▼高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額（年額／8月～翌年7月）

70歳未満	
上位所得者	126万円
一般	67万円
住民税非課税世帯	34万円

70～74歳	
現役並み所得者	67万円
一般	56万円 ※2
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

※所得区分は高額療養費と同様

※1：過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給を受ける場合に、4回目から適用される自己負担限度額

※2：70～74歳の人の窓口負担1割が平成26年3月31日まで延長されることにより、高額療養費および高額医療・高額介護合算制度における70～74歳の一般の自己負担限度額も、平成26年3月31日まで据え置かれます

高額医療・高額介護合算制度

世帯内の国民健康保険の被保険者全員が1年間（毎年8

月～翌年7月末）にお支払いされた医療保険と介護保険の自己負担額（注1）を合計し、年間の自己負担限度額（左記参照）を超えた場合に、その超えた金額を『高額介護合算療養費』および『高額医療合算（介護予防）サービス費』として支給します。

注1：自己負担額は、医療保険では高額療養費など、介護保険では高額介護（介護予防）サービス費などを控除後の額

■申請手続きの注意点

該当する人には、12月ごろに通知をお送りします。お知

月～翌年7月末）にお支払いされた医療保険と介護保険の自己負担額（注1）を合計し、年間の自己負担限度額（左記参照）を超えた場合に、その超えた金額を『高額介護合算療養費』および『高額医療合算（介護予防）サービス費』として支給します。

注1：自己負担額は、医療保険では高額療養費など、介護保険では高額介護（介護予防）サービス費などを控除後の額

国保加入者の人間ドック・脳ドックの申し込み期間は、平成26年2月28日（金）まで

らせが届きましたら、国保年金課窓口へ申請してください
※次に該当する人には、支給対象となる旨のお知らせができない場合があります
▼平成24年8月から平成25年7月末までの間に、▽市町村を越えて転居された人▽ほかの医療保険から国民健康保険に移られた人

申請はお済みですか？ 学生納付特例制度



国保年金課国民年金係 ☎ 888-1111 (136・137)

『学生納付特例制度』とは

この制度は、収入がない、または少ないために保険料を納付できない学生の皆さんを対象とした猶予制度です。

大学(院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・学校教育法で規定される修業年限が1年以上ある各種学校(左記参照)——など(定時制課程、通信課程、一部の海外大学の日本分校を含む)に在学する学生で、本人の所得が一定額(下記参照)以下の人が対象です。

▼各種学校：修業年限が1年以上の課程に在学している人に限ります(私立の各種学校については、都道府県知事の認可を受けた学校に限られます)

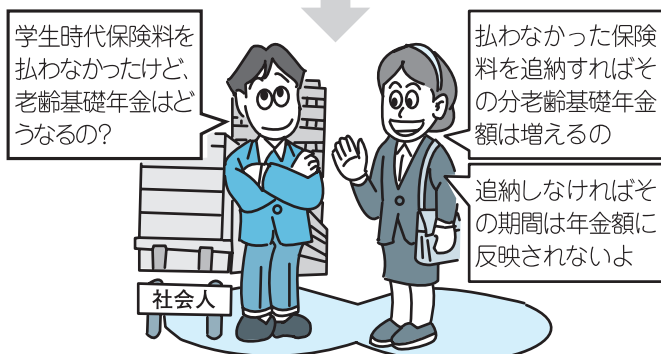
▼国内にある海外大学の日本分校：テンブル大学・ジャパンの一部の課程・カーネギーメロン大学・日本校・レイクランド大学・ジャパンキャンパス・専修大学・ロシア極東大学・函館校・天津中医药大学・薬学院・日本校・コロンビア大学・ティーチャーズ・カレッジ・日本校

所得枠

11.8万円(本人所得)▼
扶養親族などがある場合：扶養人数×38万円▼
社会保険料控除などがある場合：控除額がそれぞれ基準額に加算されます。所得基準以下の人が対象です。

申請場所

国保年金課またはうずら出張所で申請できます。申請は毎年必要となります。
※日本年金機構から『学生納付特例申請書(はがき)』が届



いている人は、必要事項を記入して返送することにより、申請手続きができます

持参品

▼学生証または在学証明書、年金手帳、印鑑(本人署名の場合には不要)
▼前年所得の状況を明らかにすることができ書類
▼本人の所得が町でわからない場合は、前年所得の状況を明らかにすることができ書類(所得証明書・源泉徴収票・確定申告書など)

の写し

▼昨年または今年、会社等を退職し学生になった場合は、前記のほかに失業したことを確認できる公的機関の発行する証明書(雇用保険受給資格者証・被保険者離職票など)の写し

承認されると

申請年度の4月から3月まで保険料の納付が猶予されます。猶予期間は、基礎年金を受給するための資格期間に含まれますが、年金の受給額には反映されません。満額の年金を受給するため、卒業したら保険料を追納(さかのぼって納付)しましょう。

学生納付特例期間中の事故や病気で障害が残った場合や死亡した場合には、一定の要件を満たしていれば障害基礎年金や遺族基礎年金を請求することができます。

土浦年金事務所から

5月の休日開庁日

日時 5月11日(土)午前9時30分～午後4時

問合せ 土浦年金事務所 ☎ 824-17121

消費者コーナー

『町消費生活センターだより』 25 年度・第 1 回

消費者問題のご相談は、
お気軽に下記まで！



平成 24 年度の消費生活相談状況

平成 24 年度の相談受付件数は 284 件 ※平成 23 年度は 273 件

●どんな相談が多かったの

▼ 1 位 有料サイト

動画サイトに入ったらいきなり登録料を請求された

▼ 2 位 融資サービス

数年間借金の返済を続けているが残金が減らない

▼ 3 位 相談その他

不審電話・交通事故・労働問題など

●平成 24 年度の特徴

- 相談件数が増加、特に 20 歳代の相談者が 4 割増加した
- 60 歳以上の相談者が相談件数の 4 割を占めた
- パソコンや携帯電話によるサイト利用料に関する相談が引き続き多かった

訪問購入（押し買い）が規制されました

突然訪問してきた業者に強引に貴金属等を買取られる訪問購入の被害が急増したことから、消費者を保護するため平成 25 年 2 月 21 日に特定商取引法が改正され、訪問購入が規制されました。

●おもな規制内容

- ▼買取り業者は、消費者からの依頼がない飛び込みの勧誘はできない
 - ▼買取り業者は、契約したときは書面（契約書）を交付しなくてはならない
 - ▼消費者は、契約書を受け取ってから 8 日間はクーリング・オフ（無条件で解約）ができる
 - ▼消費者は、クーリング・オフ期間は、物品を引渡さず手元におくことができる
- ※原則すべての物品が規制の対象となりますが、除外品があります

●規制対象外（除外品）

- ▼自動車（2 輪のものを除く） ▼家電（携行が容易なものを除く）
- ▼本・CD・DVD・ゲームソフト類 ▼有価証券 ▼家具



消費者庁からのお知らせ

●5 月は消費者月間。今年度のテーマは「学ことからはじめよう～自立した消費者に向けて～」

平成 24 年 12 月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、全国各地で消費者教育をさらに充実したものにしていくための取り組みをすすめていきます。消費者も消費者被害や事故に遭わないよう自ら進んで知識を修得し、情報を収集することが必要です。

●消費者庁リコール情報サイト (<http://www.recall.go.jp>)

火災・重症等の重大製品事故の約 1 割は、製造者等がリコールした製品で発生しています。このような事故を防止するため、上記サイトでリコール情報の検索・確認ができます。

なお、このサイトではリコール情報を配信する『リコールメールサービス』も行っています。

問い合わせ：▼町消費生活センター ☎ 888-1871（ファクシミリ兼用／月～金曜日の午前 9 時～午後 4 時） ▼商工観光課 ☎ 888-1111（171）

介護予防で健康に



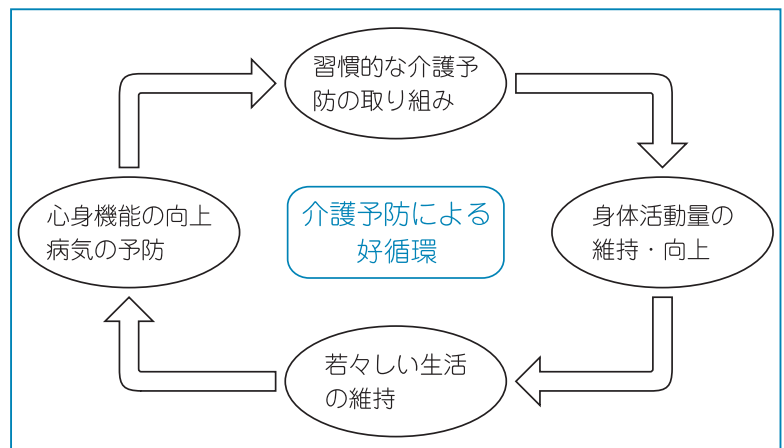
社会福祉課介護支援係 ☎888-1111 (164)

年をとって体力が落ちたり、思うように体が動かなくなって介護を受けるようになるのは、「仕方ないこと」ではありません。習慣的に運動を行い、体力や身体の機能低下をできるだけ防ぐことで、図のような好循環が生まれ、要支援や要介護になるのを防止できます。

町では、要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の人を対象に、『介護予防のためのチェックリスト』を送付し、ご返送いただいた回答から介護予防の必要状況を判定します。

介護予防が必要と判定された人には、ご本人の状態に合わせたお勧めの介護予防教室を個別通知でご案内します。

いつまでも元気で生き生きと暮らしていくために、介護予防教室にぜひご参加ください。



●介護予防教室利用の流れ

①チェックリストの送付

65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない人に、チェックリストを郵送します（郵送は、年齢別に3か年（平成24年度～26年度）で実施します。今回の郵送対象とならなかった場合でも、ご希望の人はぜひお問い合わせください）。

②チェックリストの判定結果の送付

回答していただいたチェックリストから、介護予防の必要性を判定します。生活機能の低下がみられ、このままでは将来介護が必要になる可能性がある人と判定された人には、状態に合わせた介護予防教室をお勧めします。

③介護予防教室

介護予防教室は、3分野の教室があります。

運動教室 (全10回)	からだの状態に応じて、自宅でもできる体操メニューを一緒に考え、運動習慣を身につけましょう。
お口の健康教室 (全7回)	一人ひとりの状況に合わせて、家庭でもできるお口の体操や清潔を保つ効果的な方法、おいしく食べられる秘訣をご紹介します。
栄養の教室 (全3回)	毎日の食事で気をつけることや、食べやすい食材の選び方、栄養満点なおかずの作り方など、一人ひとりに合ったアドバイスをします。

■教室参加者の声

▼戸外を歩く際や、階段を昇るのに、以前より楽になったと思います

▼無理なくできるストレッチを教えてもらい、自宅で行うことが習慣づきました

▼人との出会いがあり、話すことが楽しく元気をもらった気持ちになりました

▼口の渇きが気になっていましたが、健口体操をやりはじめてすぐに効果がでてきて、口の渇きの悩みが軽くなりました



■問い合わせ

▼町地域包括支援センター（総合保健福祉会館内）☎887-8124 ▼社会福祉課介護支援係☎888-1111 (164)

子育て支援事業 の取り組み



児童福祉課 ☎888-1111 (167・168)

■平成 25 年 4 月 1 日から家庭的保育事業がはじまりました

町では、保育所入所待機児童の解消および多様化する保育ニーズに対応するために、家庭的保育事業を開始しました。家庭的保育事業とは、町から認定を受けた保育者が自宅など家庭的な雰囲気の中で、少人数の乳幼児をお預かりする事業です。4 月 1 日現在で、家庭的保育事業者は町内 1 か所(大室地内)で実施しています。

- ▼事業所名 家庭的保育所 まるこのうち
- ▼対象児童 保護者の就労等により保育に欠ける、生後 6 か月から 3 歳未満の乳幼児
- ▼保育時間 平日の午前 8 時から午後 5 時(土・日・祝日・年末年始は休み)
- ▼定員 4 人
- ▼申込方法 役場児童福祉課窓口において随時受付

■保育所(園)の紹介

保護者が働いているまたは病気などで保育ができない場合にお子さんを預かり、保育するところです。平成 25 年 4 月から公立 4 保育所、私立 3 保育園の計 7 保育所(園)で保育事業を実施しています。

保育所名	設置主体	所在地	電話番号	定員	保育年齢
中郷保育所	公立	阿見 4002-5	887-3331	150 人	生後 8 週～5 歳
南平台保育所	公立	南平台 1-31-6	840-2081	90 人	生後 8 週～5 歳
二区保育所	公立	うずら野 1-29-1	841-2301	105 人	生後 8 週～5 歳
学校区保育所	公立	中央 1-3-2	887-2919	60 人	生後 10 か月～5 歳
あゆみ保育園	私立	阿見 4958-5	888-3681	90 人	生後 3 か月～5 歳
阿見ひかり保育園	私立	曙 247-1	879-5155	120 人	生後 8 週～5 歳
さくら保育園	私立	荒川本郷 2033-336	896-3678	150 人	生後 8 週～5 歳

▼保育所(園) 開所時間

- 公立保育所 平日:午前 7 時 15 分～午後 6 時 45 分
土曜:午前 7 時 15 分～午後 0 時 30 分(利用者少数の場合、拠点保育になる場合があります)
- 私立保育園 平日:午前 7 時～午後 8 時
土曜:午前 7 時～午後 6 時
日曜:午前 7 時～午後 6 時(さくら保育園のみ実施)
※開園時間につきましては、延長保育時間(有料)も含まれています

●ファミリーサポートセンターサービス

地域の育児に関する相互援助活動により、安心して子どもを育てる環境づくりと、女性の社会参加を支援するため“たすけあいの心”を持った地域の人々の協力により行う、会員方式の有料の福祉サービスです。

- ▼サービスの内容:出産時の乳幼児への世話、親が病気・外出時の子どもの世話、そのほか育児に関すること
- ▼利用時間および料金

利用時間	午前 7 時～午後 9 時
利用料金	1 時間あたり 800 円

- ※午後 7 時～9 時は要相談
※延長料金は 30 分未満 400 円、30 分以上は 1 時間分となります

- ▼問合せ:町社会福祉協議会 ☎887-0084

協働のまちづくりの推進

町民活動推進課 ☎888-1111 (271-272)

少子・高齢化による人口減、生活スタイルの多様化などの新たな時代を迎え、地域の課題は多様化・高度化・複雑化する傾向にあります。これらの課題解決には、人とのつながりの再生が大切であり、「行政主体」のまちづくりから、町民が主体となって「みんなの幸せ」を創設する「協働のまちづくり」への転換が求められている時代と言えます。

今後、町民（※）が「協働」の意識を高め、地域に住む皆さんの力と知恵をいかしながらか、町民と行政が対等な立場で信頼できるパートナーとなり、さまざまな地域課題を解決して将来の阿見町を育てていく仕組みづくりが必要とされています。

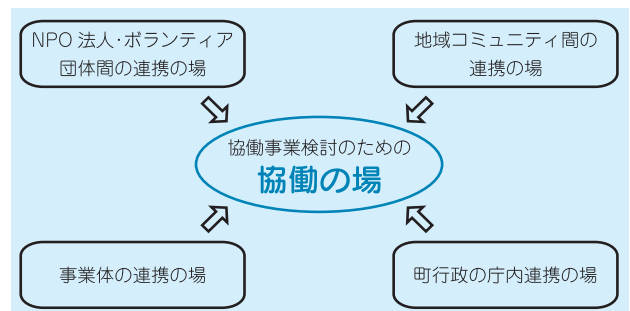


※「町民」とは、町民個々ばかりでなく、自治会・町内会・敬老会などの地域コミュニティやボランティア・NPOなどの市民活動団体・企業なども含みます

■協働事業の話し合いの場

すべての町民が協働事業に参画するための「協働の場」の設置や新たな制度づくりが求められています。

これからは、町内のさまざまな場面で協働に関する連携が広がり、それぞれ立場が違うものたちが相手を尊重し、それぞれが対等の状況で互いの特性や能力をいかせるまちづくりを推進しながら住み良い地域づくりを目指していきます。



■『求められる協働の姿』

「自助・共助・公助」の考え方を基本として、行政の情報を共有しながら、町民が主体となってまちづくりに参画し、お互いの特性や能力をいかして進めていくことが大切となります。

- ▼自助…自分でできることは自分でする
- ▼共助…個人でできないことはできる人や地域が支援する
- ▼公助…それでもできないことは行政が支援する

町では、協働のまちづくりの基本となる『阿見町協働の指針』を定め、今後さまざまな協働事業に取り組むための環境を整えていきます。

町民が積極的にまちづくりに参画し、「自分たちの住む地域は自分たちの手で良くしていく」という意識のもとで地域コミュニティが活発になり、それぞれの町民が役割を担い、そして笑顔のあふれる町になっていくことを目指していきます。

●市民活動とは？

営利を目的とせず、広く社会を良くしていくという目的で行う自発的な活動のことです。

ここでの「市民」とは、「市に住む人」という意味ではなく、広く積極的に社会に関わろうとする人たちを指します。

●NPO 法人とは？

特定非営利活動促進法（NPO 法）の定めに基づき、設立された法人のことです。

「非営利」とは団体の構成員に収益を分配せず、主な事業活動を行うためにあてることを意味しており、収益を制限するものではありません。

阿見町の地域貢献・社会貢献活動団体

町民活動推進課 ☎888-1111 (272) / 町民活動センター ☎888-2051

町民活動センターでは、町内で社会貢献・地域貢献の活動をしている団体情報を募集していますので、お気軽にご相談ください。

ボランティアサークル「喜和会」

私たち喜和会は、平成3年から町社会福祉協議会の町ボランティア連絡会（当初ボランティア連絡協議会）へ入会しました。現在の会員数は11人、毎週土曜日に会長宅で日本舞踊のお稽古をしながら、毎月、老人施設のデイサービスを訪問して踊りを披露しています。

「富士」「二輪草」「お吉物語」「麦畑」などの曲に合わせて踊り、アンコールでは「河内おとこ節」を披露します。施設の皆さんの歌声で踊ったり、車いすの皆さんが手作りの花笠を持って一緒に「花笠音頭」を楽しんだり、私たちも元気をもらえます。



▲デイサービスでの活動の様子

つくば市の老人施設では、利用者さんやそのご家族および施設の職員さんと一緒に、浴衣姿で「八尾恋唄」「炭坑節」「これから音頭」「日光和楽」を踊り、最後は、車いすの皆さんと「好きになった人」でのフォークダンスで盛り上がり、とても楽しい一時でした。

後日、施設の人からお礼のお手紙をいただきましたので、その一部をご紹介します。

〈つくば市の施設からのお礼の手紙〉

『施設では、毎日皆さんとの踊りの話題でいっぱいです。お囃子^{はやし}の音にお年寄りも手を借りて踊りの輪に入ったり、手を繋いで涙ぐんでいたり、ボランティアさんの手を放そうとしないなど、皆さんの素敵な光景を見ることができました。

今までにない充実感を覚えました。皆さまにとても感謝しています。』

昨年は8か所の施設を回り、盆踊りや納涼祭・夏祭りに参加しました。私たちのような未熟な踊りをこれほどに喜んでいただけて幸せです。これからも一層精進して、多くの皆さまに喜びを届けたいと思います。

●問い合わせ ボランティアサークル「喜和会」代表吉田 ☎887-3868

【NPO 法人阿見アスリートクラブ活動報告】

1月26日(土)に、町総合運動公園で小学校1～6年生を対象とした『第8回アスレック駅伝フェスタ』を開催し、計200人の子どもたちが元気いっぱい走ってくれました。

第1回大会開催当時からのコンセプトである「速さを競う」のみではなく、「イベント自体を楽しんでほしい」「汗をかくことの喜びを感じてほしい」という願いを込めた本大会。イベントブースの『さめぞうカップ』では、スタンプラリー・フェイスペインティング・ビンゴ大会などを用意し、競技に参加した小学生や応援に来られた人など、大勢の人に楽しんでもらえたと思います。

来年度はもっと多くの走るのが大好きな小学生に駅伝・マラソンともに参加し楽しんでもらえる企画としますので、参加をお待ちしています。



放射線の状況をお知らせします

環境政策課 ☎888-1111 (116)

放射線の定期測定

毎月子ども関連施設を中心に放射線の定期測定を行っています。3月の測定結果については、次のとおりです。

単位：マイクロシーベルト毎時

第 45 回（測定日 3 月 18 日～ 22 日）													
施設名	屋内（床上）			屋外（地上）			施設名	屋内（床上）			屋外（地上）		
	0cm	50cm	1m	0cm	50cm	1m		0cm	50cm	1m	0cm	50cm	1m
阿見小学校	0.079	0.071	－	0.086	0.096	－	中郷保育所	0.084	0.086	－	0.093	0.089	－
実穀小学校	0.072	0.070	－	0.135	0.122	－	南平台保育所	0.079	0.081	－	0.104	0.096	－
吉原小学校	0.086	0.081	－	0.127	0.126	－	二区保育所	0.087	0.088	－	0.132	0.097	－
本郷小学校	0.080	0.086	－	0.122	0.127	－	学校区保育所	0.066	0.069	－	0.106	0.083	－
君原小学校	0.071	0.064	－	0.127	0.079	－	あゆみ保育園	0.063	0.054	－	0.104	0.086	－
舟島小学校	0.075	0.087	－	0.110	0.103	－	阿見ひかり保育園	0.093	0.090	－	0.143	0.127	－
阿見第一小学校	0.086	0.092	－	0.121	0.105	－	学校区児童館	0.064	0.062	－	0.129	0.102	－
阿見第二小学校	0.082	0.086	－	0.088	0.095	－	二区児童館	0.080	0.082	－	－	－	－
阿見中学校	0.094	－	0.088	0.116	－	0.090	総合運動公園 （陸上競技場）	－	－	－	－	0.122	0.143
朝日中学校	0.082	－	0.073	0.106	－	0.096	総合運動公園 （野球場）	－	－	－	－	0.087	0.087
竹来中学校	0.084	－	0.086	0.129	－	0.121	霞ヶ浦平和 記念公園	－	－	－	－	0.175	0.163
霞南至健中学校 ・霞ヶ浦高校	0.106	－	0.084	0.078	－	0.089	ゆりの木公園	－	－	－	－	0.128	0.130
霞ヶ浦聾学校	0.077	0.067	0.082	0.060	0.055	0.069	岡崎ふれあい公園	－	－	－	－	0.180	0.175
ふたば幼稚園	0.069	0.065	－	0.106	0.109	－	うずらの公園	－	－	－	－	0.074	0.070
阿見みどり幼稚園	0.077	0.066	－	0.110	0.092	－	本郷近隣公園	－	－	－	－	0.175	0.171
荒川沖幼稚園	0.092	0.098	－	0.120	0.105	－	平均値	0.081	0.078	0.083	0.112	0.109	0.117
阿見幼稚園	0.093	0.094	－	0.146	0.114	－							

※自然界からの放射線量を含む値です。また、機器の仕様で±10%程度の誤差が生じることがあります

◎一般家庭・事業所を対象とした放射線の測定の申込方法

環境政策課の窓口またはお電話（☎888-1111 内線 116）でご予約ください。測定は無料です。

町の農産物について

町内産農産物について、「食品放射能測定システム」により放射性物質の測定を行っています。3月の測定結果については、次のとおりです。

▼放射性セシウムの測定結果（合計11検体）

項 目	検査品目
不検出	アサツキ、甘夏の果肉、セリ
基準値内のもの	甘夏の皮、タケノコ（3）
基準値を超えたもの	原木シイタケ（2）、タケノコ（2）

※「不検出」…「検出限界値」未満であることを表し、おおむね25ベクレル毎キログラムになります

※「基準値」…穀類・肉・魚・野菜などの「一般食品」は、100ベクレル毎キログラムです

◎食品放射能測定システム（放射性物質の測定）の申込方法

農業振興課の窓口またはお電話（☎888-1111 内線 183）でご予約ください。測定は無料です。

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館 ☎891-3344 業務時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

企画展『震洋～写真家・荒井志朗氏（甲13期）の心象～』開催

写真家・荒井志朗氏は江戸崎町出身で、土浦海軍航空隊で訓練を受けた甲種第13期予科練生です。モーターボートの「震洋」特攻隊員として台湾で終戦を迎えました。荒井氏が撮影・管理された写真60枚を通して、終戦間際の予科練生や「震洋」特攻の実態を知っていただく展示です。

- ▼期日:7月7日(日)まで
- ▼時間:午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
- ▼場所:予科練平和記念館20世紀ホール
- ▼観覧料:常設展観覧チケットでご覧いただけます

講演会『震洋』開催

角田氏は茨城県旧緒川村出身で、土浦海軍航空隊で訓練を受けた甲種第14期予科練生です。長崎県川棚の臨時魚雷艇訓練所で訓練を受けた後、千葉県勝浦の鵜原基地に配属となり、終戦を迎えました。当時の予科練、また震洋隊の様子についてお話しいたします。

- ▼期日:6月23日(日)
- ▼時間:午後2時～3時30分(予定)
- ▼場所:予科練平和記念館ラウンジ
- ▼講師:角田義久氏(元甲種第14期予科練生)
- ▼観覧料:常設展観覧チケットが必要です。当日、展覧会もあわせてご覧ください

『学習会～史跡探訪～』開催

阿見町および茨城県内に残る戦跡を中心に訪れ、歴史を学ぶことで、現在から将来にわたっての平和な生き方を模索する機会にしたいと思います。

- ▼期日:5月19日(日)
- ▼その他:詳細については、後日、予科練平和記念館ホームページおよび広報あみなどでお知らせします

『霞ヶ浦高等学校演劇部の生徒さんによるよみきかせ』開催

町と学校法人霞ヶ浦高等学校は、地域づくりや人材育成を図るため、2月22日に連携協力協定を締結しました。

この協定に基づき、これまで館単独で行ってきたお子さま向けのよみきかせ事業を同校演劇部と共同で行いました。本番まで時間が少なかったにもかかわらず、熱心に練習を重ね、当日は、3人の生徒さんが元気いっぱい到大勢のお子さまと保護者のみなさんに絵本を読んでもくれました。

予科練平和記念館では、これからも連携してさまざまな事業を進めていく予定です。ぜひご期待ください。



▲▼当日の様子(よみきかせ)



◎学芸員のつぶやき

青葉若葉を吹き通った風を「薫風」といいます。「風薫る5月」、すがすがしいこの時期をあらわすのにぴったりな言葉ですね。予科練平和記念館でも、草木や花の香り、近くのハス田の土の香りなど、風が運んでくる数え切れないのちの香りを感じます。目の前のゴールデンウィークに、ぜひおでかけください。

▼予科練平和記念館ホームページ:<http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

『阿見町の身近な自然』公開講座 参加者を募集します

環境政策課 ☎888-1111 (116)

町環境基本計画に基づき、2年間にわたり、植物班、野鳥班、水系生物班、哺乳類・爬虫類・両生類班、昆虫・蜘蛛班、地形班の6つの班に分かれて自然環境調査を行ってきました。3月30日(土)に本郷ふれあいセンターにおいて最終報告会を行い、約70人の参加者が熱心に聞き入っていました。

より多くの町民に調査内容を知っていただく機会として、阿見町の自然を熟知した講師による、公開講座を下記のとおり実施しますので、ご参加ください。

講 座	期 日	時 間	予定題目	講 師
第1回	6月15日(土)	午前9時～11時	阿見の自然と野鳥	久留島昭彦氏
第2回	6月29日(土)	午前9時～正午	阿見町の森	大森はるみ氏
第3回	7月13日(土)	午前9時～11時	阿見町の植物	稲川雅信氏
第4回	10月12日(土)	午前9時～11時	阿見町の自然のこれから	沼澤篤氏
第5回	10月26日(土)	午前9時～正午	霞ヶ浦湖岸	春日清一氏
第6回	11月 2日(土)	午前9時～11時	阿見町の地形	佐藤征男氏

▼開催場所 中央公民館 ※ただし、第2回・第5回は屋外で実施します

▼募集人数 25人 ▼参加料 無料 ※ただし、屋外で行う講座は保険代を徴収します

▼申込方法 参加希望者は環境政策課に電話でお申し込みください

県環境保全施設融資制度

県では、中小事業者が環境保全施設や省エネルギー・再生可能エネルギー施設を設置する場合および個人が高度処理型浄化槽の設置や公共下水道・農業集落排水処理施設へ接続する場合に必要な資金について、融資のあっ旋および利子補給を行っていますので、ご活用ください。

●中小企業者対象

○対象：県内に工場または事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営む中小事業者

○融資対象事業

- ▼環境保全施設：大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭の防止施設、産業廃棄物の適正処理施設、化学物質の適正管理施設の設置や改善
- ▼低公害車の導入：ハイブリット・電気・天然ガス・メタノール自動車
- ▼地球温暖化対策：省エネルギー・再生可能エネルギー施設の設置や改善

●個人対象

○対象：霞ヶ浦、牛久沼流域に居住する個人世帯

○融資対象事業

- ▼高度処理型浄化槽設置に係る費用
- ▼公共下水道または農業集落排水処理施設への接続に係る費用

●申請受付

融資のあっ旋および利子補給の申込者は、申請書等を町環境政策課を経由して県県南県民センターへ提出してください。

●問合せ

より詳しい内容や条件についてのお問い合わせや申請書等については、下記までお問い合わせください。

○茨城県県南県民センター環境・保安課 ☎029-822-7048 ○茨城県生活環境部環境対策課：▼環境保全施設に関すること ☎029-301-2956 ▼省エネ施設等に関すること ☎029-301-2939

人と動物が共生できる地域社会 を実現しましょう

環境政策課 ☎888-1111 (116)

飼養する犬および猫不妊去勢手術補助金制度がはじまります

県内の平成 23 年度の犬の殺処分数は、3,334 頭であり 7 年連続でワースト 1 位となっています。また、猫の殺処分数も 2,792 匹であり全国でも多い数となっています。町では、このような不幸な命を増やさないようにするため、飼養する犬および猫の不妊去勢手術に要する費用の一部を補助する制度をはじめます。

▼対象

- ▼住民基本台帳に登録されていて、かつ、町内に居住実態がある 20 歳以上の人
- ▼町税を滞納していない人

▼補助金額

- ▼犬・猫：不妊手術（メス）4,000 円、去勢手術（オス）3,000 円
- ▼各年度において、1 世帯につき犬 1 頭または猫 1 匹に限ります

▼補助条件

- ▼販売そのほか営利を目的とせず所有している犬または猫であること
- ▼犬は、町へ登録しており、狂犬病予防注射を受けさせ、注射済票の交付を受けている犬であること
- ▼猫は、町内で飼養している猫であること
- ▼猫は、屋内で飼養するものまたは名札を装着するなどの措置を講じている猫であること

▼申請の流れ

- ①手術を行った日から 30 日以内に「補助金交付申請書」に必要事項を記入のうえ、手術を行った獣医師が発行した領収書の写しを添付し、町環境政策課へ提出する
※ 5 月 3 日（金）以降に行った手術が補助対象となります
- ②受付順により書類審査を行い、不備がなければ補助金交付決定通知書を申請者に送付します
- ③補助金交付決定通知書を受けたら「補助金交付請求書」を提出し、補助金を請求します

▼申請受付

- ▼6 月 3 日（月）から申請の受付を開始します
- ▼予算がなくなり次第受付を終了します。あらかじめご了承ください
- ▼申請書等一式は環境政策課窓口で配布しています

■その他

- ▼愛護動物を虐待したり、捨てる（遺棄する）ことは犯罪です
- ▼猫は屋内で飼い、周囲に迷惑をかけないようにしましょう

飼い主がいない犬や猫について

町では、町内獣医師・町民ボランティアなどで組織する町動物愛護協議会を設立し、動物愛護に取り組みます。飼い主がいない猫を保護し、不妊去勢手術を実施するなど、野良猫を増やさない活動などを行っている人、またこれから動物愛護活動に協力したいという人は、環境政策課までご連絡ください。

第 79 回霞ヶ浦清掃大作戦を実施しました

3 月 3 日（日）、霞ヶ浦堤防沿いの 3 か所を拠点とし、全行政区の代表者、町長・教育長をはじめとする町職員などにより毎年恒例の霞ヶ浦清掃大作戦を実施しました。

今回は、霞ヶ浦高校・キリン協和フーズ株式会社・千代田運輸株式会社の皆さんにもご参加をいただいたほか、町消防本部ではボートを出して水面からの清掃活動を行いました。約 200 人の皆さんが参加し、4 トンほどのゴミを集めることができました。今後も霞ヶ浦の環境美化にご協力をお願いします。

まちの できごと

上条環境保全組合 優秀賞を受賞

2月21日に県庁で開催された「農業農村シンポジウム2012」において、上条環境保全組合が、農地・水・環境保全向上対策部門で優秀賞（茨城県農林水産部長賞）を受賞しました。

この賞は、農地・水路等の資源の保全活動および景観形成などの農村環境の保全に対し、その取り組みが優良な活動組織に贈られるものです。



2月21日

さくら保育園の竣工式が行われました

3月10日、町の新たな民間保育園『さくら保育園』の竣工式が行われました。さくら保育園は、社会福祉法人さくらが運営し、町で3か所目となる民間保育園です。

定員児童数は150人、生後8週の乳児から受け入れ可能となっています。『さくら保育園』は荒川本郷地内に開設され、4月1日に開園しました。



3月10日

株式会社常陽銀行から 防犯ブザー寄贈

4月2日、株式会社常陽銀行阿見支店・荒川沖東支店から、今年度入学した町内小学校の新1年生へLEDライト付き防犯ブザーが寄贈されました。

防犯ブザーは、9日に行われた入学式で新1年生全員に配布されました。より一層の防犯対策の充実と防犯意識の高揚のため活用させていただきます。



4月2日

『第3回オーケストラと歌おう』開催

3月17日、オーケストラの演奏に合わせて市民合唱団が歌う『オーケストラと歌おうコンサート』が、本郷ふれあいセンターにおいて開催されました。

このコンサートは、震災復興のチャリティーコンサートとして行われ、一般から参加者を募った126人の大合唱は会場全体に響き渡り、心に残る声を聴かせていただきました。



3月17日

〈広告欄〉

住まいのことなら美都住建へ

当社は、注文建築にこだわり、1棟1棟まごころを込めて建築してまいりました。お客様一人一人のご要望や個性を最大限に尊重し、ライフスタイルに合わせた、10年20年先を見据えたご提案をしています。新築・増改築など、お気軽にご相談ください。

建築業知事免許（般-24）第22375号

（株）美都住建 【阿見町実穀 1283-10 TEL.029-842-7196】
【阿見町中央 1-5-32】

壁倍率4.0の耐震性に優れた下地材

通気工法で4.0の壁倍率

土台と梁、柱を優れた構造用下地材で固定するため耐力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます！

地震がきても安心できる住まいです。

家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。

リフォームのことなら増改築相談員のいる当店へ!!

傷んでる箇所を何とかしたいけど、どんなリフォームをしたらいいのかわからない...費用はどれ位かかるんだろう...など住まいのリフォームを計画している方々は様々な問題を抱えていると思います。増改築相談員は、リフォームに関する専門的な知識・経験を活かし、これらの問題に適切なアドバイスをいたします。お気軽にご相談ください。

詳しいはお問合せ下さい。

茨城県知事免許（4）第5548号

（有）美都和ワ 阿見町中央 1-5-32 TEL.029-891-2200

LIXIL 住宅グループ

屋根材 T-ルーフ

美しいデザイン・雨音が静か
軽いから地震に強い
丈夫で優れた耐久性
リフォームにも最適

町職員人事

昇格・人事異動

課長級以上、()内は前職

【保健福祉部】▼保健福祉部

長兼国保年金課長横田健一

(保健福祉部長)▼中郷保育

所長兼地域子育て支援セン

ター所長友部恵美子(地域

子育て支援センター係長)

南平台保育所長青山陽代

中郷保育所長兼地域子育て支

援センター所長)▼学校区保

育所長村野弘子(学校区保

育所長兼南平台保育所長)

【生活産業部】▼生活産業部

次長大野利明(生活産業部

次長兼放射能対策室長)▼環

境政策課長兼放射能対策室

長岡野栄(環境政策課長)

▼廃棄物対策課長兼霞クリ

ンセンター所長野口恭男(廃

棄物対策課長補佐兼廃棄物

対策係長)

【教育委員会】▼生涯学習課

長兼中央公民館長佐藤吉一

(生涯学習課長)

新規採用

▼町民活動推進課松本隆太

▼収納課沖田久美子▼中郷

保育所大野早織▼国保年金

課渡辺愛美▼健康づくり課

中島圭佑▼環境政策課山本

祥寛▼都市計画課市崎健太

▼消防本部秋谷勇太、小泉

博史

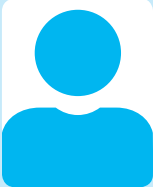
町農業委員の皆さんを紹介します

3月の改選により、新しい町農業委員20人が決まりました。

町農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づいて設置されている行政委員会です。主に農地の権利移動や転用許可などの農地行政を行うほか、農地の利用調整や農業・農村の振興計画の作成、農業・農業者に関する調査研究や啓発・宣伝活動などにも積極的に取り組んでいます。

農地について困ったことや悩みごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

▼問合せ 農業委員会事務局 ☎888-1111 (185)

						
地区名 氏名(敬称略)	青宿 小倉 修	廻戸 野口 裕司	上郷 齋藤 修	若栗北 湯原 雪夫	下小池 横田 親雄	下本郷 渡邊 守
						
福田 吉田 勉	下吉原 青山 和泉	下本郷 中村 裕	上本郷 宮本 正巳	大形 渡邊 通	下島津 鈴木 菊次	竹来 吉田 滋
						
上条 栗山 繁	飯倉 小泉 治久	石川 中山 進	君島 山崎 久司	大形 渡邊 良治	福田 吉田 彌一	一区 藤平 清子

〈広告欄〉



阿見みどり幼稚園

<未就園児教室募集のご案内>

来年就園予定の年少・3才児 (H22.4.2～23.4.1生)

年中・4才児 (H21.4.2～22.4.1生)

☆みどり幼稚園で先生やお友達と楽しく過ごしましょう！

※お問合せいただいた方にはご案内状を送付致します。

5月～7月で3～4回位予定！

参加費用は無料です。



★お問い合わせ 阿見町鈴木 25-10 ☎887-7471

お知らせ

Information

健康づくり課から

●『食生活改善推進員養成講習会』受講者募集

健康でいきいきとした毎日を過ごすために、正しい食生活はすべての世代で、とても大切です。町では、食生活改善推進員の養成講習会を開催し、食生活改善推進員として地域やイベントなどでボランティア活動ができる人を募集します。

▼期日 6月20日(木)・7月26日(金)・8月27日(火)・9月26日(木)・10月29日(火)・11月21日(木)・12月18日(水)・平成26年1月24日(金)

▼時間 午前9時30分～午後1時

▼場所 総合保健福祉会館『さわかセンター』

▼内容 食生活や運動に関する講話や調理実習・運動実技

▼対象 次のすべてを満たす人

▼20歳～おおむね65歳くらい

▼町内在住である

▼食生活について強い関心がある

▼修了後は、食生活改善推進員としてボランティア活動ができる

▼全日程8回のうち5回以上出席できる ※以前に養成講習会を修了したことのある人は除く

▼募集人数 10人(申込多数の場合は抽選)

▼申込期間 5月31日(金)まで

※土・日・祝日を除く

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

●こころの健康相談

町では、精神科医師によるこころの健康相談を行っています。あなたや家族が抱えている心の悩みについてご相談ください。秘密は厳守します。

▼期日 5月16日(木)

▼時間 ①午後1時～2時 ②午後2時30分～3時30分

▼場所 総合保健福祉会館『さわかセンター』

▼担当 精神科医師・町保健師

▼申込期間 5月9日(木)まで

※土・日・祝日を除く

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む(予約制) ※匿名での予約、本人・親族以外の人の相談は不可

●問合せ 健康づくり課健康推進係(総合保健福祉会館内)

☎888-2940

●赤十字奉仕団員募集

町赤十字奉仕団では、災害時などにボランティアとして活動していただける団員を募集しています。現在、76人の人が有事に備え、防災訓練での炊き出しの実演や、日本赤十字社茨城県支部主催の研修会への参加などを行っています。活動にご協力いただける人は、左記にお問い合わせください。

▼問合せ 社会福祉課社会福祉係 ☎888-1111(162)

●町内クリーン作戦および家庭用使用済み油の回収

町内クリーン作戦および家庭用使用済み天ぷら油回収を実施します。当日は区長さんなどの指示に従い、町内の環境美化のため、皆さまの積極的な参加をお願いします。

▼期日 5月26日(日) ※雨天予備日:6月2日(日)

▼作業内容 ①空き缶・空きビンなどのポイ捨てごみの回収

②ごみ集積所の清掃 ③家庭用使用済み天ぷら油の回収

▼その他 開始時間は、各行政区によって異なります

▼家庭からの一般ごみおよび粗大ごみについては回収しません

▼使用済み油に不純物が多く混入している場合は回収でき

ない場合があります

▼問合せ ①廃棄物対策課 ☎889-0281

②環境政策課 ☎888-1111(117)

●第10回チャリティーLIVE50開催

東日本大震災被災者支援を目的としたチャリティーコンサートを開催します。

▼期日 5月26日(日)

▼時間 午後2時～4時

▼場所 本郷ふれあいセンター

▼出演者 ソプラノ歌手岡本静子

▼被災地のピアニスト牛来千鶴

▼入場料 無料

▼問合せ 阿見ロータリークラブ事務局 ☎840-2607

●『落語を親しもう』開催

▼期日 5月25日(土)

▼時間 午後2時～4時

▼場所 土浦市亀城プラザ(土浦市中央)

▼内容 落語会とシルバリーハピリ体操を実施します

▼参加料 300円

▼申込方法 電話で左記に申し込む

▼問合せ 県南高齢者はつらつ百人委員会 ☎0299-441319

〈広告欄〉

介護用品・福祉用具のレンタル、販売

高齢者向け住宅改修工事請負

株式会社 樹里 介護事業部

〒300-0333 阿見町若栗1766-3

TEL:887-3421 FAX:887-3422

介護保険指定事業者番号 0873800502

当社の福祉用具専門相談員がお客様のご質問、ご相談に応じます。



想い伝える贈りもの
サタ館 阿見中央店
TEL:840-2438
「樹里」店内に併設

家具の店 樹里
TEL:887-3421
一般家庭用家具からオーダー家具まで

■土地開発公社宅地分譲

町土地開発公社では、本郷一丁目(オルティエ本郷地内)にある宅地の公募抽選による分譲を行います。当地は、JR常磐線荒川沖駅から南東に約1kmの位置にあり、県道土浦・稲敷線に近接する交通至便な場所です。

また用途地域は、第1種低層住居専用地域(建ぺい率50%・容積率100%)および第一種住居地域(建ぺい率60%・容積率200%)に指定され、6m舗装道路、都市ガス、上下水道などの基盤施設も整備されており、良好で住みよい住環境が整っています。

▼面積 ①319.97㎡ ②262.34㎡

▼販売区画数 2区画

▼申込期間 5月10日(金)～16日(木)午前9時～午後4時

▼申込場所 町土地開発公社(役場2階都市計画課内)

▼抽選日時 5月18日(土)午前10時から

▼抽選場所 役場3階305会議室

▼その他 土地開発公社より直接お客さまに販売するため、仲介手数料・登記手数料はかかりません(収入印紙代・登録免許税等は、別途必要です)

▼問合せ 町土地開発公社(役場2階都市計画課内) ☎888-1111(246)

■住民税(町民税)の証明書の交付について

平成25年度の住民税の課税証明書(平成24年中の所得の証明書)・非課税証明書の発行は、住民税が全額給与から引き落とし(特別徴収)対象となっている人および非課税となっている人については、5月10日から交付開始となります。住民税の一部または全部が普通徴収(金融機関の窓口で納付・口座振替・年金からの特別徴収)の対象となっている人については、6月14日から交付開始となります。

▼問合せ 税務課町民税係 ☎888-1111(151)

■昭和時代の忘れ物(カラオケ)大会開催

白鷺団地在住の「広瀬ゆたかさん(本名:山口輝洋さん)」が作詩された『昭和時代の忘れ物』が、日本作詩家協会の「第45回日本作詩大賞」の最優秀新人賞を受賞しました。

この受賞を記念して、カラオケ大会と歌手のおおい大輔ライブオンステージを開催します。

▼期日 5月12日(日)

▼時間 午後2時から

▼場所 本郷ふれあいセンター

▼入場料 無料

▼問合せ 白鷺団地カラオケ同好会 ☎875-58858

■インターネットテレビ「いばキラTV」配信

県では、平成24年10月からインターネットテレビ「いばキラTV」を、毎日午前7時～午後7時まで、自動配信しています。県内のニュースや地域の話題など、茨城の情報が満載です。月々金曜日は1日3回(午前8時15分・午後0時20分・午後3時55分)、土・日・祝日は1日1回

(午前11時)、それぞれ合計2時間のライブ番組のほか、24時間いつでも視聴できるオンデマンド番組も配信しています。パソコン・スマートフォン・タブレット端末からご覧いただけます。インターネットで『いばキラTV』と検索して、ぜひご覧ください。

▼問合せ 県広報広聴課 ☎029-301-2129

■女性消防団員募集

町消防団では、女性消防団員を募集しています。

消防団は地域に根ざした活動を実施しています。あなたの力を災害のない安全な町づくりのためにお貸しください。

▼女性消防団員は次の活動に従事します

▼幼児および高齢者向けの防火教室 ▼応急手当の指導 ▼町内イベントにおける火災予防啓発活動 ▼各種消防訓練 ▼月1回の定例会 など

▼応募条件

▼町に居住、または通勤・通学している
▼18歳以上である(学生可)
▼健康・明朗で活発である

▼処遇

▼制服・活動服などを貸与
▼公務災害補償あり
▼退職報償金あり

▼応募方法

直接下記にご応募ください

▼問合せ 消防本部総務課消防係 ☎887-0119



〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

寝たきり
ゼロ作戦を
応援します

ご存知ですか？

健康保険で在宅マッサージが
受けられます！

ただいま無料体験
マッサージ受付中！
お気軽にどうぞ

お問合せ、ご相談などお気軽にご連絡ください。

所属：全国保険鍼灸連合会会員 茨城 NPO 全国鍼灸マッサージ協会会員

有限会社

オリエンタル

〒301-0041 茨城県龍ヶ崎市若柴町 2188-9

マッサージ師募集

TEL: 0297-65-0985 FAX: 0297-65-3323 携帯: 090-6548-4321

●龍ヶ崎事業所(オリエンタル治療院)
●稲敷事業所(オリエンタル稲敷)
●取手事業所(オリエンタル取手)

こまったときは

● 定例相談 ●

人権相談／行政相談

日 時 ① 5月2日(木) ② 6月6日(木)

午前10時～午後3時

場 所 役場3階305会議室

問い合わせ 総務課 ☎888-1111(216)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時

場 所 中郷保育所内

訪問相談 随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター
☎891-2772

教育相談

日 時 火～金曜日 午前9時～午後3時

場 所 図書館となり

問い合わせ 教育相談センター ☎888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時

弁護士相談 月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談で要予約)

場 所 総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

場 所 町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター
☎887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日

午前9時～正午、午後1時～4時

場 所 役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター ☎888-1871

交通事故相談

日 時 月～金曜日

午前9時～正午、午後1時～4時45分

弁護士相談 水曜日 午後1時～4時[要予約]

場 所 県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所
☎823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

● 公共機関電話番号 ●

役場

☎888-1111

うずら出張所

☎841-1167

健康づくり課

☎888-2940

障害福祉課

☎888-2943

水道課

☎889-5151

下水道課

☎829-5500

霞クリーンセンター

☎889-0091

消防本部

☎887-0119

火災情報案内

☎887-2600

中央公民館

☎888-2526

君原公民館

☎889-1363

かすみ公民館

☎888-8111

本郷ふれあいセンター

☎830-5100

舟島ふれあいセンター

☎840-2761

図書館

☎887-6331

学校給食センター

☎887-1430

地域子育て支援センター

☎891-2772

福祉センターまほろば

☎887-3969

総合運動公園

☎889-2788

教育相談センター

☎888-1225

町民活動センター

☎888-2051

消費生活センター

☎888-1871

社会福祉協議会

☎887-0084

シルバー人材センター

☎888-2036

うしくあみ斎場

☎830-9888

町民ダイヤル(休日

当番医・定例相談等の

テレホンサービス)

☎887-6600

● 人口と世帯 ●

● 総人口 47,575人 (-105)

● 男性 23,574人 (-69)

● 女性 24,001人 (-36)

● 世帯数 18,317世帯(-37)



▽4月1日現在

▽常住人口ベース

▽()内は前月比

▽総務課調べ

5月の納税等

軽自動車税(全期)

納期限 5月31日(金)

6月の納税等

町県民税(1期)

国民健康保険税(2期)

介護保険料(2期)

納期限 7月1日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

交通事故発生状況 3月(前月比)

消防本部調べ

出場件数 24件(+18)

軽 傷 23人(+19)

中 傷 2人(+1)

重 傷 0人(±0)

※救急車の適正な利用をお願い
します

死 亡 0人(±0)

合 計 25人(+20)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店